

令和2年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 令和2年 6月22日（月） 9時30分宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長補佐	長田 寿幸	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

議事の経過

**○議長（米澤壽重）**

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 一 般 質 問**

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、15番：池田 信博 議員

**○15番（池田 信博）**

2月3日ダイヤモンドプリンセス号という大型クルーズ船が横浜港に多くの新型コロナウイルスに感染した人たちを乗せて入港したということを最初の報道等で知ったときは、私はこのような恐ろしい感染症だとは思ってもみませんでした。

新型コロナウイルス感染症は我が町にも甚大な影響をもたらしています。特に観光産業関係事業者に及ぼす影響は計り知れないものがあるのではないかと考えています。主に宿泊業、飲食業等関係事業者に及ぼす影響の詳細については商工会、観光協会等の関係者によって調査をし、結果についての状況報告は私共も受けているものと理解をしています。その他の業種についても影響が出ているということも伺っています。

財政的な支援策に関しては隠岐の島町独自のものを早々に打ち出して町内事業者に対し事業継承・雇用継続等に対する支援を積極的に実施しているところです。新型コロナウイルス感染症は誰しもが経験をしたことのない世界的大災害と言っても過言でない大変な状況を世界中にもたらしています。

生命財産を守り安心して暮らすことができる社会を構築するために出来る限りの支援、復旧復興について当然ではありますが、本町は全力を挙げて取り組まなくてはならない責任があります。

国・県を始めとする支援策の有効活用や本町独自の新たな支援策の創設も検討し、すべての人が住んでよかったと感じる安心・安全な町をできるだけ早く取り戻さなくてはなりません。

この後、まちづくりに関する考え方・本町の活性化策・事業継承や雇用維持に取り組む本町独自の新たな支援策等、具体的な取り組みについては後ほど伺いたいと思います。

最初に伺います。町長の任期は残すところ4か月余りとなりました。10月に執行される町長選挙に出馬をする考えは、お伺いいたします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の池田信博議員の分割質問一点目、「10月の町長選挙に出馬する考え」についてのご質問にお答えします。

私は、平成28年10月31日町長に就任して以来、「隠岐の島が好きだから」との思い、そして厳しくなる国の支援の中で、孫・子の時代に引き継ぐ新しい“まちづくり”のために働きたい、その思いから一貫して、「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」の「三つのよかったが響く町」を目標に掲げ、町政の安定的推進と新たな施策展開に力を注ぎ、目標達成に向け、施策を実施してまいりました。

町の大きな課題である人口減少対策におきましては、平成27年度策定の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みによりUIターン者の増加、出生率の向上等一定の成果は得られておりますが、残念ながら根本的な人口減少を食い止めるまでには至ってはおりません。

また、子育て施策には重点的に取り組んできたところであり、保育料の町独自の軽減対策の継続、幼児無償化における国対象外の支援、医療費における中学3年生までの無料化、給食費の軽減、ふるさと教育の充実、キッズに対する支援等学校・社会教育環境の整備も積極的に実施してまいりました。

お約束の福祉職場の処遇改善対策、寺の前の大型遊具設置による公園整備、店舗等改善に

よる商工業の活性化、適正であり安定的な公共事業の実施など少しずつではありますが、「三つのよかったが響く町」の実現に向け、日々取り組み、一定の成果が出始めているものと思うところでございます。

念願の西郷港周辺整備は計画段階に入ったばかりではありますが、地域活性化の核として、まちづくりの象徴となるべき整備であり、併せて長年の懸案事項の解消となり、まちの魅力を高め「住んでよかった」、「訪れてよかった」のまちへの大きな歩みとなるものと確信しております。

ただ一方では、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染防止対策、職員の公金、風紀に対する不祥事、職務怠慢による事務の誤り等町民の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしたことも事実であり、まさに激動の日々でもありました。

こうして顧みますと、まだまだ施策の中には着手したもののまだ実現の途上にあるものや、未着手あるいは改善を要するもの、また、新たに生じた課題や、町民の皆様方のニーズ、新型コロナウイルスに対する対策、職員の綱紀粛正など、まだまだ課題は山積しておりますが、まずはここまで町政に携わる中、前に進むことができましたのも、ひとえに町民の皆様や町議会をはじめ各界の皆様のご支援のたまものであり深く感謝と御礼を申し上げます。また、一緒に力を合わせながら町政を進めていただきました職員のみなさんにも感謝を申し上げる次第であります。

私は、町長はリーダーとして自らが責任を負う覚悟をもって、保身に走らず周りに恐れることなく町民の皆様に向き、身近であり、親しみのある、そして将来を見据えたまちづくりを行うことが職責であると考えています。

今日まで町民の皆様から負託をいただいた町政のリーダーとして、私なりに責任を持って全力で職務に当たってまいりましたが、改めまして町民の皆様のご理解とご支援がいただけるのであれば、引き続き、隠岐の島町のかじ取り役として、残された課題を自らの手で解決すべく、初心を忘れず「三つのよかったが響く町」の実現に向け、責任を持って、全身全霊取り組んでまいりたい決意でございます。

誰もが胸を張って「好きだから」と言える町にするため、町の進むべき道を定め、政治の方向がぶれない、10年、20年を見越した“まちづくり”をやりたい。

そんな次世代へ繋げるまちづくりのために大胆な施策の実施、未だ収束の見えないコロナウイルスへの対策など、我が隠岐の島町が更に飛躍できるよう、より一層の決意と情熱をもって“チーム隠岐の島”をより強固にし、町政に取り組んでまいりたい所存でございますので、

町議会をはじめ町民の皆様方の格別のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

### ○15番（池田信博）

再質問と言うより、町長は「10月の選挙に出る」ということを力強くここで宣言をされました。10年、20年を見据えた“まちづくり”をやりたいと、次世代に繋げるまちづくりのために大胆な施策の実施というような文言でお気持ちを述べられております。

私は「第2次隠岐の島町総合振興計画（案）」が示された中で、大きな柱としてそこに則ってまちづくりを進めるということには理解をしておりますが、今進めている途中の事業、規模の縮小も含め大胆に廃止も考えるという事を、町長が出馬するお気持ちを述べられた中でどのように考えているか、一点だけその部分をお聞かせ願いたいと思います。

### ○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

「第2次総合振興計画（案）」策定しました、議員仰せのとおり、この計画は10年計画でございますので、これに基づいて大胆な施策を実施して行こうと思っております。

その中でご指摘のある「廃止も含めて」というご質問、ご意見でもあると思いますが、当然、予算を持ってやる仕事でございます、職員にそういう指示はしてきております。スクラップアンドビルト、もう少しきちんと向かい合ひましょう、特に補助事業については、3年あるいは5年経った部分について、しっかりとした検証をもって次の予算化に向けてということをお申し上げておりますので、廃止も含めてという点に該当するかは分かりませんが、きちんとした見直しも含め、町の皆さんに役立つ施策に取り組んでいきたいと考えております。

### ○15番（池田信博）

今、見直しも含めしっかりと取り組むということでございますので、次の質問に移りたいと思います。

前段で少し触れているところですが、「緊急事態宣言」を受け不要不急の外出、県外への移動等本町への観光目的の来島を控えていただきたいとのメッセージを発出してコロナウイルス感染防止に努めてきた結果、本日まで感染者を出すことなく今日を向かえているところであります。

町内事業者の経営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行拡大をする中で「緊急事態宣言」発出前の各事業者の経営状況、発出後からの経営状況等を分析し、本町の素早い独自の対応は事業者の経営安定に寄与していると思っております。

隠岐の島町ホテル旅館組合から「経営安定支援に関する要望書」、新型コロナウイルス対策

連絡協議会からの「要望書」も出ているところです。具体的内容に踏み込んだ要望内容でもあります。まだまだ終息も見えないこの時期に事業者が満足する完璧な支援策を示すことは極めて困難で無理もあると思っていますが、本町としてできうる最大限の支援策を講じるべきだとも考えているところでございます。

令和2年度2次補正予算も成立しました。1次補正等と合わせると事業規模で約234兆円となり空前絶後の規模だということです。その内特定有人国境離島地域への観光客の来訪促進等に5億6,000万円が含まれています。事業概要・目的は離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることを踏まえ、関係地方公共団体が行う宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成や販売促進のための取り組み等について、必要な経費の支援を行うとしています。

島内事業者から、ガイドラインを示しての切羽詰まった内容の経済支援等についての「要望書」提出を受け、行政として今できる対応、今後も引き続きしなければならない取り組み対応を伺います。

二点目、「特定有人国境離島地域社会維持交付金事業」を活用して、早急に観光客の来訪促進等の商品造成及び魅力向上を図るための専門家の派遣要請等の考え方についてもお伺いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の池田信博議員の分割質問二点目、「新型コロナウイルス感染症に対する施策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「経済支援等についての取り組み」についてであります。議員仰せのとおり、5月25日付けで隠岐の島町ホテル旅館組合より「経営安定支援に関する要望書」の提出をいただき、具体的な状況と内容につきまして確認したところでございます。本町といたしましても、現在、商工会や金融機関、また観光協会と連携し、町内事業者の状況を把握し、今必要な対策の支援に努めております。国や県の支援施策の情報をできるだけ早く掴み、それらとの組み合わせによって最大限活用していくよう、要望内容の一部につきましては、本定例会の会期中におきまして、準備が整い次第に追加補正予算として上程をさせていただく考えであります。

今後につきましては、比較的回復の早い業種と、島外からの人の動向によって影響を受けている業種など、現状に即した対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。また、「要望書」にもありました各事項の内容につきましても、所管する担当課だけでなく、全庁的な体制で取り組んでまいりたいと考えております。

二点目の、「特定有人国境離島地域社会維持交付金事業を活用した専門家の派遣要請等」についてであります。現在のところ、コロナ関連に起因することでの専門家の派遣要請等は考えておりません。しかしながら、今後の島外との交流による経済活動の回復を図っていくうえにおきましては、現状を認識して、その動向やニーズを分析し、町内の受入れ態勢を整えながら、段階的に誘客に繋げていく事が重要であると考えております。今のところは、観光庁が主催するオンラインセミナーなどに参加して、回復に向けての必要な取り組みについての情報収集と事業者間での情報共有に努めているところであります。

今後にも必要に応じて、国や県の補助事業なども導入し、官民を挙げて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○15番（池田信博）

一点、再質問を行いたいと思います。

準備が整い次第、追加補正を挙げていくという事でございますので、内容を含めてしっかり説明をしていただいて事業者が活用しやすいような物とするように努力していただきたい。その中で所管する担当課だけでなく、全庁的な態勢で取り組んでいきたいということで、往々にして横の関係が途切れるような、コミュニケーションが取れないようなことがあるということも伺いながら、しっかりとこの事については再度、確認をして取り組んでいただきたいという風に思っております。

そこで、このまち部の商工業者のこの期間、経済的に非常に疲弊している部分もあるということですが、隠岐の島町としてこの行政の職員に「もう“まち”に出ても良いよ」と言うようなこと、町長自ら大きな声で、みんなに分かるように言うような気持ちがあるのか、どうか。

今、一部の関係者しか“まち”に出ていないような状況が続いているというような事も伺っておりますし、我々としてもあまり出る機会が無いという状況で、町長がそのような考えでもって姿勢を示すのであれば違った部分が見えようかと思っております。

そしてもう一点、特定有人国境離島地域の活性化に今、都市部において学校が長期の休校措置を取りまして夏休み等が半分になっているような話をよく聞きます。私の関係者もそういうことで、8月の中過ぎから夏休みになるということから、お盆明けまで休みがないわけなんです。そのような状況の中で、本町独自の入れ込み、町に活性化を取り戻すために、町長が都市部にいる子ども達に短い夏休みは、是非、おじいちゃん、おばあちゃんの所に、あるいは親戚の所に帰っていただくようなことを発出していったらいいという声も、巷では聞こ

えておりますので、この二点について、もう一度、町長の考えをお聞かせください。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

「要望書」にあります全項目確認をさせていただいておりますが、多岐にわたります。もちろん税等もありますし、観光だけでなく商工もあります。その中で全庁あげて取り組んでいきたいと思っておりますし、このコロナウイルスの対策自体が、まず我が町、第1弾、即効性のあることで積極的に対応しました。

その後は、令和2年度に対してどの程度、どうしてやっていくか職員と一生懸命考えておりました、次の対策はこうしましょうと話し合いはしておりますので、まずは令和2年度をきちんとやる。そして新年度についても、今後どのように考えていくか十分に詰めて、みんなとやっていきたいと思っております。詳しいことは、またその時に説明させていただきます。

経済活動の促しと言いますか、まず、わが職員につきましては「コロナ対策本部」の最終の挨拶で「細心の注意を払いながら、経済活動に参加しましょう。」という事を申し上げてます。できるだけ職員から“まち”の方に・・・大人数でということでないですが、できる所から出掛けましょうという話をさせていただいてますし、町内放送でも私なりに「経済活動へもご協力をいただきたい。」という旨の放送もさせていただいたつもりです。

やはり、初めての体験でありますので、コロナの恐ろしさも分かりながら、細心の注意も図りながら、一人ひとりがみんなのために考えながら、経済活動にということ、今後もPRしていきたいと思っております。

そして、島外にいるお子様方に対しての帰省等についてのアナウンスでございますが、ひとつに7月から隠岐4か町村「観光プロモーション」を今までどおりやってくることにしております。そしてまた、7月20日は隠岐汽船の体験型「おき得商品券」も販売するようにしておりますので、少しずつ全国に向けて観光誘客、交流人口拡大に向けてのアナウンスをしていきたいと思っております。

直接的に、島外にいるお子さんたちにどういった形でできるのか、まだまだそこは今日ご意見をいただいたところで、どうしましょうという考えは持っていませんが、我々がこういったことを地元で進める中で、皆さんがお帰りいただける環境がくれたらという風に考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

#### ○15番（池田 信博）

しっかりアナウンスをしていただいて、一日でも早く元の形に戻れるように努力していた

だきたいと思っております。

次に、本年度予算ベースで（一社）隠岐の島町観光協会 6,673 万 2,000 円、隠岐観光協会 3,042 万円の組織を活用して隠岐諸島への観光客の誘客等に努める事業をそれぞれの協会がしているものと理解をしているところです。隠岐の島町観光協会はその内 5,393 万円が本町の補助金他、会費等受託事業収入 1,280 万 2,000 円での事業費です。隠岐観光協会は 1,633 万 6,000 円が本町の補助金で、1,408 万 4000 円が他の町村の補助金で運営されております。両観光協会に求められるものの中には隠岐諸島・隠岐の島町により多くの人たちが来島し、それぞれの旅行目的を満喫して帰っていただき再び来島してもらえるような旅行商品を含めサービス提供メニューの紹介、作成アドバイス等について連携して取り組まなくてはならないと私は思っています。

観光産業の活性化なくして本町の活性化は図れないと以前から申し上げてきました。本町の活性化策については、観光振興なくしてはあり得ないと最重要課題と位置づけ取り組んでいるところでもあります。

隠岐の島町観光協会と隠岐観光協会は、隠岐の観光について連携を密にしているいろいろな取り組み等について協議をする機会も多くあると思っています。連携がうまく図られていないという声も聞こえてまいります。

隠岐の島町観光協会、隠岐観光協会の運営について、観光行政を推進する立場として両観光協会がそれぞれ果たす役割等について伺います。

#### ○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の池田信博議員の分割質問三点目、「隠岐の島町観光協会、隠岐観光協会の運営」についてのご質問にお答えいたします。

「それぞれが果たす役割等」についてのご質問でございますが、議員仰せのとおり、町はそれぞれの団体に対しまして、運営費の補助や法令外負担金にて活動の支援をしているところであります。

私が会長を仰せつかっております隠岐観光協会には、各町村の観光担当課長や観光協会、また商工会の事務局長などで構成します幹事会により、隠岐諸島全体の施策の検討等を行っております。この幹事会はそれぞれの町村の観光に関する主要なメンバーで構成されておりますことから、情報や事業の連携において主導的役割を果たすように指示をしているところでございます。

この事業計画に基づき、隠岐全域の PR や全国の旅行会社等との商品造成に関する情報連携

等については、隠岐観光協会の役割としてその成果が得られるよう活動を行っております。

また、隠岐の島町観光協会におきましては、これらの隠岐諸島全体の計画をベースにしながら、それぞれの町村の個性を活かせるよう、受入態勢や提供するソフトコンテンツの充実とサービスの向上に向け、町や事業者と密に連携して地元の対応として活動を行っております。特にインバウンド対策などにつきましては、隠岐観光協会、隠岐の島町観光協会に加え、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会も一緒に活動を行い、その役割を果たしていただいております。

議員の「連携が図られていないのでは」とのご指摘についてであります。組織の形としては繋がっておりますが、現場を实践するうえにおいては、ややスムーズな連携に欠ける面があるのではないかと懸念しております。本庁の商工観光課も含めて、それぞれの観光協会が一体となって活動が推進され、その目的が達成されるように、連携強化を図りながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○15番（池田信博）

「しっかり連携が図られていない、コミュニケーションがきっちり図られていない」と言う事を、町長もお聞きになっているということで答弁をいただきましたが、その辺りもしっかり所管課が先頭に立って事業者とコミュニケーションを密にしながら、融和を図って隠岐の観光振興にそれぞれの団体が精一杯努力をしていただいで、活性化が図れるように努めてもらわなければならないと思っておりますので、その点についてもう一度、所管課に対して町長の方からしっかりとコミュニケーションがとれて、在るべき姿に戻れてその役目を達成していただく、そのようなことについて町長からも一言、お願いしたいと思います。

#### ○番外（町長池田高世偉）

連携がきちんと図られていない中で、どのような対応をするかというご質問だと思っております。

それぞれの役割に対して各協会、使命を持ってやっていると思っております。また、お互いの協会について、「観光振興をなぜやるのか」ということは十分理解をしてやっておりますことは勿論です。観光客一人ひとりの消費を拡大して、我が町の活性化に繋がるということは十分、職員一人ひとり理解しておりますが、「連携が図られていない」という言い方も少し言い過ぎかなとは思っておりますが、そういう思いも持っているということもお伝えしたかったところで。さらに担当部署、あるいは観光協会とのなかに立って、しっかりと連携が図れるように努めてまいりたいと思っております。

また、その中には先ほどおっしゃったように、協会職員と我々だけ話しても先行くものでもありません。そこにはやはり現場というものもありますので、現場の皆さまの声をしっかりと聞いてできる方向で、しっかりとやって行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

### ○15番（池田信博）

いよいよ最後の質問になったと思います。

教育長にしっかりと気持ちを伺いたいと思います。

本年4月に就任された教育長は、今定例会が現在の席で臨む初めての定例議会だと思っております。

隠岐の島町の宝であり、日本の将来を担う児童・生徒の成長の礎となる教育をどのように考え一人ひとりが素晴らしい“隠岐びと”となれるように教育行政の責任者としての考え方を伺いたしたいと思います。

4月「入学式」は本町の小・中学校も他市町村と同じように従来のように行うことはできませんでした。新入生にとってはもちろん保護者の皆さん、関係者の皆さんにとって散々な思いをされたことと気の毒に思っているところであります。

通学再開となった学校現場においては、新型コロナウイルス感染症が大流行する前の状況にはなっていない部分もあると思っているところであります。

児童・生徒だけでなく小さな子ども達まで可愛いマスク姿で生活をしている様子を見ると、一日でも早い終息を願うところですが、まだまだ時間がかかる覚悟をしなければならぬのではないかと断言することはできないでしょうか。

任命同意をした時に、「浅学非才」という言葉を使って自分のことを謙遜<sup>けんそん</sup>して、教育長はご挨拶されました。

そのようなことではなしに、教育長としてどのように職責を果たし、大切な児童・生徒の教育行政、あるいは学校現場を所管する教育委員会の責任者としてどう考えているのか、最初に教育長としての所信をお伺いしたいと思います。併せて、休校措置を実施した期間は学習だけでなく色々な経験をする機会が失われました。児童・生徒にどのような影響があり、それを取り戻すための方法を教育委員会と学校現場が家庭の皆さんと一緒に考えて、これからどのように取り組んで行く考えなのかお伺いしたいと思います。

### ○番外（教育長野津浩一）

早速、一般質問をいただきまして緊張しておりますが、誠意を持って答弁をさせていただきます。

きたいと思います。よろしく申し上げます。

ただ今の池田信博議員の分割質問四点目、「今後の教育行政」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「教育長としての所信」についてであります。新たに覚えることが多く困惑と勉強の日々を送っておりますが、本町の目指す「よかったが響くまち」の推進に教育行政を通じて誠心誠意、全力で努めさせていただき所存であります。

学校教育につきましては、児童・生徒一人ひとりが毎日を安全で明るく過ごし、優しい心と賢い知恵と逞<sup>たくま</sup>しい体を持つ人を育てていきたいと考えております。また、社会教育につきましては、住民の方々が学習活動や体験活動、スポーツ・文化芸術活動などに親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりに努めてまいります。

次に二点目の、「新型コロナウイルス感染症により児童・生徒にどのような影響があり、今後どのように取り組んでいくか」についてであります。感染症予防対策として実施した小中学校の臨時休業措置は、その時期が奇しくも3月の年度末から4月の年度当初だったことから、各学校では「卒業式」をはじめ学校としての節目の大切な行事を縮小した変則の形で行わざるを得ない状況となりました。児童・生徒にとっては授業の遅れはもちろん、大事な先輩や友人との別れを制限され、とても残念な結果となってしまい、やむを得ない事とは言え心苦しく思っております。

また、学校休業期間も学校再開したのちにおいても、児童・生徒を取り巻く環境は感染予防対策による各種制限により、不自由で不安な学校生活を余儀なくされていることはご承知のとおりであります。

授業時数の確保という点におきましては、夏休み期間にどの程度影響を与えるか心配をしておりましたが、中学校におきましては一週間短縮、小学校におきましては一部の小学校を除き当初の予定通りの夏休み期間となり、各学校の工夫により影響は最小限に抑えられたと考えているところであります。

今後も、感染症予防の環境整備を図りながら、児童・生徒や教職員のメンタルヘルスにも十分に気を配り、不安の解消に努めてまいります。また、学校及び保護者の皆様への正確で適切な情報提供に努め、根拠のない誤った情報等が偏見や差別につながることを防ぐよう、人権教育にも引き続き力を注いでまいります。さらに、国の示す「学びの保障」総合対策パッケージに沿い、持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、感染及びそのリスクを可能な限り低減したうえで、活発な学校運営が継続できるよう取り組んでまいります。

ますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ○15番（池田信博）

所信について再質問と言うことではないですが、ちょっと私の思いが教育長に伝わっていないという部分もあろうかと思いますので、今一度、しっかり考えてお答え願いたいと思います。

まず、日々学ぶことが多い、分からない事が多いということで勉強されているということではございますが、そのような事ではなしに、「児童・生徒一人ひとりが毎日を安全で明るく過ごし、優しい心と賢い知恵と逞<sup>たくま</sup>しい体を持つ人を育てていきたい。」と言われましたが、私はこの児童・生徒が“島の宝”であり、将来、国を背負って立つ人間に是非育てていただきたいという思いから、その辺りの教育長として、私が教育長になったら「子どもを島の宝、こういう風にして育てるんだ」、「国を背負う子ども達をこのようにして育てるんだ」ということを所信の中で述べていただきたい。ということでございますので、具体的にそこらの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○番外（教育長野津浩一）

月並みな答弁ですいませんでした。

この4月に着任して以来、二つの事をまず学校教育について思いました。一つは、このコロナの影響で学校が休業になったと、この間の子ども達のケアというところに。学校は凄く一生懸命に取り組んでいただきましたが、まずやはり子どもの「学びの場」をどう保障して行くかが私の役目ではないかということで、この後の質問等にも絡んできますが、まず「学びの場」を奪わないということをまず一番にやって行きたいと考えています。

もう一つは、今年新たに「隠岐の島町学力推進プラン」が策定されました。それを読ませていただき、このプランについて私なりに感じたところがあります。このプランには隠岐で育つ子ども達一人ひとりが、学校での「学び」を将来の学びに繋げ、身に着けた生きる力を基にたくましく生きぬいてほしいという願いが込められています。今までの点数だけを上げるための学力向上という部分の取り組みだけでなく、この子ども達が将来隠岐に帰って即戦力として頑張れる、自分の考えを持ち、人の意見を聞きそれを直ぐ伝えられる、仕事に結び付けられるという面をしっかり育てていきたいということが、この「隠岐の島町学力推進プラン」に盛り込まれましたので、私はこのプランにしっかり取り込むことが、学校教育では大事だという風に考えております。以上でございます。

### ○15番（池田信博）

まだまだ、教育長には聞きたいことがたくさんあるのですが、今回はこの程度にしまして次の機会に、それまでにどのように取り組んできたのかという事を、私の目でしっかりと見極めながら質問したいと思いますので、今おっしゃったことをきっちり実践できる学校現場を教育委員会としてしっかり守っていただいて、頑張ってもらいたいという事を最後に申し添えて質問を終わりたいと思います。

### ○議長（米澤 壽重）

以上で、池田 信博 議員の一般質問を終わります。

次に、10番：平田 文夫 議員

### ○10番（平田 文夫）

新型コロナウイルスが国を揺さぶり、本町にも多大な影響を及ぼしております。

町長は、速やかに雇用・生活を守るために一般財源を充当し、住民の皆さんの不安を少しでも緩和することを示し、速やかに取り組んでおります。この対応には、住民の皆さんはもろ手を挙げて賛同しております。

「緊急事態宣言」も5月6日から5月31日まで延長されましたが、5月14日には島根県は解除されましたが、不要不急の移動禁止は19日に国が緩和した次第であります。ただども、「3密」これからも求められておりますので、しっかりと守るようにしていただきたい。

それでは、質問に入ります。

町長任期の最終年であります今年度は、「まち」の最上位計画であります「第2次隠岐の島町総合振興計画（案）」を策定し、公表しております。

新たな計画では、人口減少対策は総合戦略と一本化し10年後の人口目標は1,101人減の12,781人とし、事業は87項目で新たに重要業績評価指標であるKPI（Key Performance Indicator）を導入し、評価に努めるとしております。

そこで町長にお伺いいたします。

KPIはリーダーシップの育成、雇用、サービス、顧客満足といった定量的計測が難しいものを定量化する場合に使われることが多い設定であります。

町長はKPI導入に際し、まちづくりにどのようなメリットを求めているのか。そして、KPI導入は事業存続と繁栄に、直接かつ重大な影響を与えるすべての領域において、目標設定が必要であると思うが、なぜ、目標設定領域を総合振興計画推進本部はしなかったのか。

KPI導入には、総合振興計画推進本部にとって実現味があり、実現の可能性の高いものにするために、どのような点に注意するよう本部長として指示したか、三点をお伺いします。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の平田議員の分割質問一点目、「第2次総合振興計画（案）」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「KPI導入のメリット」についてであります。KPIを設定することにより、とるべき行動や、どの程度成果を上げればよいかといった「行動指針」が明確になります。これにより、PDCAサイクルの好循環につなげることが期待できます。また、目標達成に対する意思統一が図られ、モチベーションが向上するとともに相乗効果を引き出すことも期待できます。併せて、数値による客観的な目標を設定することで、評価基準を統一でき、事業の進捗度合いを定量的に分析することも可能であります。以上のことから、本計画が町民の皆様にとってより分かりやすい計画となるよう、そして隠岐の島町が一体となって将来像の実現に向かっていけるようKPIを導入するものであります。

次に二点目の、「KPI導入の目標設定の領域」についてであります。本計画では、本町が目指す「まちの将来像」を掲げ、その達成に必要な施策を定めています。そしてすべての施策にKPIを設定いたしました。また、行財政改革大綱の内容を盛り込むことで「人的資源」、「資金」に関する目標の考え方も整理しております。併せて「社会的責任」におきましても本計画の評価の場面で、町民の皆様の声を的確に受け止め、PDCAサイクルを強化していくとしています。

次に三点目の、「KPI導入の注意事項」についてであります。理想と現実のギャップが大きすぎると意欲の低下につながる恐れがあります。また、曖昧なKPIを設定すると組織の混乱を招く恐れもあります。以上のことから、「明確性」、「計量性」、「達成可能性」、「関連性」、「適時性」に注意し、各担当部署での議論を深め、将来像の実現に向け、不可欠な要素のみを盛り込むよう指示したところでございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

## ○10番（平田 文夫）

再質問をしたいと思います。ということは、何でメリットがあるかと言うと、行政というのは「決算」をもって次の課題へ進んでいく習性があったわけです。ただでもそれが、KPIを導入することによっていつでもチェックができる。そういう風な設定であります。

要するに数字で日々の行動状況をチェックできる。ただ言葉で「頑張る」とか「限界を突破」とかよりも実用的になる。そして組織のメンバー全員でお互いにこの行動や組織の動きをチェックできる。メンバーの意思統一が図りやすくなる、そしてメンバーに対する評価を公平に行えるようになる。ということがメリットに繋がるわけです。

町長も答弁でありましたが、住民の皆さんが評価できるような目標を掲げなければいけない。目標を設定すべき領域は8つあります。マーケティングとかイノベーションとか、生産性とか資金と資源、利益、マネジメント能力、人的資源、最後にやる以上は社会的責任を果たしていかなければならない。そこら辺のことが求められているわけです。

そして注意する点は多々あるわけですが、町長の答弁に沿うような注意が行われているということを期待しながら、見守っていきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせ願います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

私がこのKPIに対してどう考えるのか、という部分が強いと思いますので、そういった部分でお答えをしたいと思いますが、正直、この質問がまいりますまでKPI、私なりに設定した目標に向かって達成することによって事業評価が得られるという感覚といいますか、そういう認識でございました。その中でこのご質問をいただいて、改めてKPIというものを申し訳ないですが勉強をさせていただきました。

今、議員のおっしゃられたKPIでございます、マーケティング・イノベーション、我々で担当課長ともレクチャー受けながら勉強する中で、我々にとってマーケティングというのは町民の皆さんが求める、そして「第2次総合振興計画（案）」にある町の将来像であって、そしてイノベーションが我々が目標を持って今のやり方にプラス創意、工夫を入れながら政策を行なっていくことという風に改めて勉強をさせていただいたところです。

今後も見直しすべき指標が出ましたら、見直しもしていきながら、町民の皆さまに計画が分かりやすい、事業がこの程度進捗していると報告できるようにKPI達成に向かって取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導とご理解をお願いいたします。

#### ○10番（平田 文夫）

そういうことで住民に優しく説明ができたり、住民の皆さんがチェックをできたり、共有することが行政の務めであると、私は思っておりますので。

先ほども同僚議員に人口が減っていくと、「総合戦略」では出生数を27年の実績に基づいて120名を維持するんだと、しかし昨年の実績は77名、KPIでやる場合は99名から110名と設定しているわけ。そういう風なことを住民に知らせて、これから務めるんだと。実績が変わってきているわけですから内容も変えて、しっかりと住民の皆さんが納得するような「第2次総合振興計画（案）」でなければならないと思いますが、町長はどのように思っているのかお伺いします。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

設定目標についての見直しをするべきではないかと、既に乖離が生じている指標ではないかというご質問でございますが、議員仰せのとおり出生数につきましては30年99人、令和6年110人という指標を持っております。

今、「第2次総合振興計画（案）」が策定されたばかりです。見直しという部分はきちんと方向性をもっておりますが、まだ1年経っておりませんということと、今しばらく様子を見るということと、特にご指摘のあった「出生率」につきましては大変難しい面がありまして、毎年変動がありますのも出生率であります。町を維持していくためには「出生率」が一番だという風に考えておりますので、きちんとした指標に沿った政策を立て、目標に向かって進めていきたいと思っております。ご指摘は十分理解しておりますので、今しばらくお待ち願いたいと思います。

## ○10番（平田 文夫）

私は何で人口が大事かということは何、今年「国勢調査」の年なんです。要するに地方交付税に依存している我が町が、しっかりと人口を維持したり、増やしたりする、それが将来の明るさに繋がっていくわけですよ。

地方交付税の基準の中で、基準財政需要額の測定単位の中に国勢調査人口等ということが記述されているわけです。基準の中には土木費の中の都市計画、公園、下水道、その他の土木費にも人口が加味される。また、教育費もそうです、児童数、生徒数そういうものも人口に反映される。そして厚生費にしてもそうです。全部人口が反映される。

ということで、人口と面積が地方交付税に反映されるということになれば、人口というものはしっかりと把握しておかないと今後の交付税に影響してくる。そういう風なことを、今後、注意しながら“まちづくり”に努めてほしいと思います。最後に一言お願いします。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

おっしゃるとおり、本年「国勢調査」でございます。国勢調査が交付税に与える影響は十分、職員全て認識しておりまして、おっしゃられるように今日も池田信博議員のご質問にもお答えをいたしました。まちの大きな課題であるのは「人口減少対策」であると、そして現段階で国の示した人口減少より我が町はある程度の水準を保ちながら、減少率は低い中で町政が運営できていると思っております。

ただ、UIターン者は県内でも多い方でございますが、申し上げましたように根本的な人口減少を食い止めるまでには至っていないという大きな課題と反省を持っておりますので、引

き続き「第2次総合振興計画（案）」に謳っておりますように、「人口減少対策」についてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

### ○10番（平田 文 夫）

二番目の町長の政策、「よかったが響くまち 隠岐の島」、その中の「生まれてよかった」についてお伺いいたします。

「隠岐の島町第2次総合振興計画（案）」では“ひとが輝くまち”として、重点プロジェクトで「子育てに取り組む」ことを宣言しております。「子宝」と言われるように親にとって子どもはまさに宝物です。

すべての子どもたちが宝物であり、未来を担う子どもたちが健やかに成長するために、子育て支援・子ども支援を進めるべきであります。

子育ては未来の島を支える人材を育てる目的があり、子どもは「まちの宝」であると考え、子育て支援は行政だけでできるものではなく、家庭、地域、団体、企業、行政が連携し、それぞれができることを行っていく必要があります。「子どもは『宝』プロジェクト」を掲げ、「地域の子どもは、地域で育てる」「子どもを産み、育てやすいまち」を目指していくことが大切であります。

先ほど、教育長も子育ては大変だという風なことを申しておりましたが、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の平田議員の分割質問二点目、「生まれてよかった」についてのご質問にお答えします。

本町におきましては、今年4月から「子育て世代包括支援センター」を設置するなど、妊娠期から子育て期にわたるまで 必要なサービスを円滑に利用できるよう、切れ目のない子育て支援に努めると共に、町独自の制度による保育料や学校給食費の軽減、子ども医療費の拡充など、子育て世帯の経済的負担の軽減に力を注いでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、子育て支援を進めるためには、家庭、地域、団体や企業の皆様との連携が必須であると考えております。子育て支援サービスの充実はもとより、家庭教育支援や地域におけるボランティア人材の育成、働きやすい職場環境づくりなど、町全体で「子どもを産み、育てやすいまちづくり」を進めるため、本年度より児童福祉施設関係者、町福祉課、教育委員会等により、新たな協議の場を設けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○10番（平田 文夫）

「子育て」は議論をいくらやっても尽くせない。それだけ難しい問題ですので、次の質問にいきます。

「隠岐の島に住んでよかった」です。産業、雇用、福祉の振興を図る約束をしております。

そこでお伺いたします。「第2次総合振興計画（案）」では、まちづくり重点プロジェクトで「安心して暮らせるまち」「住みやすさを実感できるまち」についてであります。

地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者自身が地域や社会を支える一員として、それまでの長い人生の中で培ってきた能力や経験を発揮しながら一層活躍できる社会の実現が不可欠であります。

また高齢者が地域社会の担い手として活躍することは、高齢者にとって生きがいの創出につながるだけでなく、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や活力ある社会の形成にもつながる物であり、今後、ますます少子化が進み、高齢化率が高まることが見込まれる我が“まち”において重要な視点があります。

そのためには、「第2次総合振興計画（案）」の基本施策1の医療体制の充実であったり、2の健康で長生きしていただくことであります。

特に「ふれあい・いきいきサロン」の運営であります。「ふれあい・いきいきサロン」は一人暮らしでさびしい方、子育てに不安があるが誰にも相談できない方、高齢であったり、障がいがあるため外出の機会が少ない方の、困りごとや不安を、少しでも少なくする重要な場所であります。

社会福祉協議会が主体となって、ボランティアや利用者がつながりを持てる大切な場所です。それをある地域では、役場が直営で運営していることに対して役目を果たしていない社会福祉協議会のあり方について、町長はどのように考えているか。

次に、高齢者サロンの運営であります。高齢者サロンは近くで気軽に集え、無理なく、楽しく通い続けられ、自由に参加できる場であり、効果は、まず集まることに意義があり、見守り効果、介護・認知予防や保健師の健康管理につながるいろいろなメニューが導入できます。運営は今年度改選になった民生児童委員や、自治会の役員、ボランティアなどの地域住民の皆さんが主体となって運営していますが、社会福祉協議会も支援の役目を持っておりません。

歩いて行って、気軽に立ち寄れる場所で開催できることが求められており、隠岐の島町は地域によってはまだまだ少ないと思うが、仕掛けるのはいったい誰であるのか、町長にお伺

いたします。

次は、シルバー人材センターの運営であります。平成30年に設立したセンターは、会員は設立した平成30年は34人、令和6年に100人にするとKPIで設定しておりますが、高齢者は待てないわけであります。目標達成に時間がかかる要因は、隠岐の島町社会福祉協議会に魅力が無いからだと思うが、町長の考えをお聞かせ願います。

課題解決が見えない、できないのが町社会福祉協議会の今の姿であります。

課題とは、住民主体、住民参加という観点から社会福祉協議会を見てみると、「みんなが輝く共生のまちづくり」を進めるために、地域の皆さんやボランティア・福祉・保健等の関係機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体であるべき姿が見えない。住民は会費を支払ったり、役員として参画したりしているものの、事業の形成や実施にあたっての住民参加が必ずしも十分とは言えない状況にあります。

町長、今後の論点は「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、住民の福祉活動を発掘・育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進めていくためにも、町長の掲げる「福祉のまちづくり」にほど遠い状況にあります。社会福祉協議会が積極的な役割を果たすことができるよう見直す必要があります。

次に社会福祉協議会について、地区の住民による地域福祉活動を支援する団体として助言、情報提供、援助を行うものと位置づけるとともに、住民の地域福祉活動を支援することができる職員の養成、社会福祉士の資格をもつ職員の配置を支援する等の検討を行う必要が求められております。さらに、社会福祉協議会の役職員の人材は、住民の立場に立って会の運営に専念することができる者を地域の中に求めていくべきであります。

今年度も、給与分として4,900万円を支援することは社会的責任から逸脱し「住んでよかった」と、とても思えない隠岐の島町社会福祉協議会を町長はどのように捉えているのかお聞かせ願います。

ちなみに、ある町の社会福祉協議会ではボランティアにマスクを手作りさせ、住民一人当たり一枚配布できるように15,000枚を町に寄贈いたしております。それは、岡山県の和気町であります。

このコロナウイルスに対して、社会福祉協議会の名前が全然出てこない。そういうことがあってはならない。町長はそういう風な社会福祉協議会を、今後、どのように捉えているのかお聞かせ願います。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

ただ今の平田議員の分割質問三点目、「住んでよかった」についてのご質問にお答えします。

まず、「ふれあい・いきいきサロン」の運営支援につきましては、地域の自主的な活動に対し、その立ち上げや継続のための支援を社会福祉協議会と町が連携しながら行っております。本サロンの活動を通し、町民の皆様自らが的確に地域課題を把握し主体的に活動ができるように繋げていくことが目的であり、支援の中核を担っているのが町社会福祉協議会であります。

なお、地域の実情により本サロンの活動がない複数の地域に対応するため、町が福祉事業所に委託し、町内5拠点を設け「はつらつサロン」を実施しております。昨年度直営で実施した「岬サロン」につきましても、本年度から福祉事業所へ委託をしたところであります。「はつらつサロン」の実施につきましては、福祉事業所のみならず、社会福祉協議会が実施することも一つの選択肢であると考えておりますので、協議の場を設けてまいりたいと思っております。

次に、「高齢者サロン」につきましては、まず、集いの場がない所には地域に出かけ、地域の声を聞きながら、キーパーソンを見つけて共に活動する姿勢が必要であり、それを担っているのは社会福祉協議会であります。現在、町内44か所ある「高齢者サロン」は、身近な通いの場として重要性を認識しておりますが、活動の少ない地域があるのも事実です。町社会福祉協議会において、積極的に地域に出かける姿勢が出てきており、町といたしましてもそれを後押ししてまいりたいと考えております。

次に、シルバー人材センターの会員数が伸び悩んでいることにつきましては、職種が限られていることがその要因であると考え、昨年度末より職種拡大に取り組んでおります。今年1月には派遣業務を開拓するため、島根県シルバー人材センター隠岐分室が設置されたところであり、今後、県シルバー人材センターと町シルバー人材センターが連携し、地域ニーズに即した職種の開拓により、会員増や活動の充実に繋げるための取り組みが始まっているところであります。

次に、社会福祉協議会の事業実施にあたっての姿勢であります。地域の皆様のさまざまな生活課題を的確に把握し、その解決のための取り組みを積極的に提案、実施することが求められていると考えます。日々の定型的な業務の枠に留まらず、独自の発想での事業の立案や、町民の皆様寄り添った視点での取り組みを今まで以上に進める必要性も感じているところであります。

最後に、議員ご指摘の役職員の人材を含む組織への見直しにつきましては、社会福祉協議会の評議員会において決定されるものであります。町としまして、社会福祉協議会の更な

る自主性が発揮され、町民の皆様から必要とされる組織となるよう適切に指導していくとともに、さらに連携を深め、課題提起を行いながら体制を強化してまいりたいと思いますのでご理解いただきますようお願いをいたします。

#### ○10番（平田文夫）

シルバー人材センターにしても、町長が言うように仕事が無い、仕事を求めて母体が動かなくては駄目じゃないですか。会員が言っておりますよ「一日行って2,000円」、そして草刈り機を買って8,000円貰った。草刈り機買ったら一台4万5,000円ぐらいするでしょう。それでは無報酬じゃないですか。そういう物も社会福祉協議会が導入して貸し与える、そういう社会福祉協議会でないと駄目じゃないですか。高齢者に機械を買わせて、働いていただく。

町長は同僚議員にも言った「好きな“まちづくり”をしたい。」、それと共に住民が幸せを感じるような“まちづくり”が求められているんじゃないですか。そのために社会福祉協議会はしっかりと、町を支えるぐらいな気持ちで住民と接していく、そういう意気込みがないと駄目じゃないんですか。そこら辺のところ、町長お聞かせください。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

社会福祉協議会の在り方についてのご質問、ご指摘と捉えています。

議員、今回のみならず社会福祉協議会につきまして厳しいご指摘を、議会の度にいただいております。

私も、当初より本当に社会福祉協議会どうなのかという疑念も、持っている部分も正直ございます。ただ、その中であって社会福祉協議会の職員の皆様、お話しをしますと非常にやる気を持って取り組んでいることも事実です。

今後どのように、社会福祉協議会を見直すのかという点につきましては、やはり地区の住民の地域福祉活動を支援する団体として助言、情報提供、援助はしっかりと行われる協議会として運営をしていかなければならない。そこには、職員の養成もですが、社会福祉士資格を持つ職員も当然必要になります。

厳しい議員のご指摘の中で、役職員の人材という点を求められますが、先ほどお答えしましたように、あくまでも評議員会で決定されることではございますが、町といたしましても地域の方々に社会福祉協議会がこのように身近で、役に立つという思いになるよう、今一度、取り組んでまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

#### ○10番（平田文夫）

評議員が決定する。それは当り前の話、組織だから。だけど物を言う評議員を辞めさせているじゃないですか。それが現実の社会福祉協議会ですよ。

そこら辺のとこをちゃんと認識しながら、指導していかなければならない。ということは、4,900万円・・・ここに社会福祉協議会の平成31年3月31日現在の積立基金6,723万3,945円、これだけのお金を持っていて職員を採用することなく、住民にサービスをすることなく、母体は一体どういう考え方をしているのか。

確かにいい職員はありました。その職員は辞めていった。職員のやることは多々あります。それをしっかりとやらせる。それを誰がするかと言ったらリーダーじゃないですか。それを踏まえたら、選挙が控えているから町長、あんまりしたことが言えない。けども、住民のためにしっかりと動いてくださいよ、住民が幸せになるのか、ならないのか、それは福祉に係わる社会福祉協議会が80%の力を持つてるわけです。

今後ともしっかりと住民のために何をすべきか、これだけの基金を持ってマスク1つも寄贈しないような社会福祉協議会はあつてはならない。住民の不安をいち早く解消するために社会福祉協議会は動いて、皆さんの不安を解消していくような社会福祉協議会であつて欲しいと、私はいつでも願っている。町長の足を引っ張るような社会福祉協議会では駄目ですよ。

そういうことも踏まえて町の姿をしっかりと見つめてもらわないと、今後の社会福祉協議会というものは・・・これは民間ですからね、けども福祉に携わってもらうから役場が協力をしているわけです。役場が動いたらしっかりと社会福祉協議会も動く、今後、社会福祉協議会にもしっかりと物を申して行く、ただ協議では駄目ですよ。何で協議するんですか、結論を出してしっかりとやっていくことが、今、まさに求められていると思いますけど、町長はどのように考えているのかお聞かせ願います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

どのように考えているかということですが、議員仰せのとおり、社会福祉協議会という組織がどういうものか改めて確認、見直す必要があるという風にも考えております。

行政と社会福祉協議会との新たな連携、協働、そしてきちんとした指導、しっかりとやっていく所存でございます。ご理解をお願いいたします。

#### ○10番（平田 文夫）

終わります。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、平田 文夫 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、11時15分まで休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 11時02分 )

**○議長 ( 米澤 壽重 )**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 11時15分 )

引き続き、一般質問を行います。

次に、8番：安部 大助 議員

**○8番 ( 安部 大助 )**

本日、三番目の質問者となりました、安部大助です。

今回は、まず「協働のまちづくり」について、そして「職員の能力を発揮するための環境づくり」について、最後に「住民の信頼回復の向け、町長の姿勢について」お伺いします。

まず、分割質問一点目の「協働のまちづくり」についてお伺いいたします。

多くの自治体が住民参加のまちづくり、官民協働のまちづくりが展開されています。それは昨今の行政サービスが多種多様となり、官民が協力して行わなければしっかりとしたサービス提供ができなくなっているからであり、同時に行政運営の透明性も求められています。

本町においては、平成17年に「隠岐の島町まちづくり基本条例」が公布され、町民主体の“まちづくり”が進められてきました。

現在、町民の意見を聞く、町民の声に耳を傾ける手法は五つあると認識しております。一つ目がパブリックコメントの実施、二つ目が計画策定時の委員の公募、三つ目が各種アンケート、四つ目が出前町長室、五つ目が町長への手紙で、これら五つの手法が制度化やルール化されていることは評価すべき姿勢だと思います。

しかし、その実態としてどうなのか、効果が上がっているのかどうかについて、私が調査した範囲では必ずしも効果が上がっているとは思えません。

例えば、パブリックコメントについては過去3年間で策定された5つの計画の内、8計画は0件から2件と非常に少なくなっております。町長への手紙に関しては月平均で3通、出前町長室に関しては平成30年度が3件、去年が2件とかなり少ないように感じます。私は多種多様な行政運営が求められる中、より多くの町民から意見や要望を受け入れていくためにもこれら手法の活用を強めていく必要があると思います。

また、「まちづくり基本条例」に明記されている内容で実施されていないものや、取り組み

が弱いものがあります。

その中で特に重要と感じるのが、基本条例7条の「まちづくりに関する会議の公開」や22条の「住民参加で行う行政評価」であります。

会議の公開については議会や教育委員会で傍聴という形で行われています、また、「新庁舎整備計画」でも公開されたと聞いております。

そして、島根県においては既に会議の公開が進められており、開催日時、場所、参加の可否を照会し、住民参画と見える化に向け、努力を進められています。本町においても行政事務の透明性と、住民の皆さんに関心を持ってもらうためにも「策定会議」等の公開を実施すべきと考えます。

行政評価については、平成元年9月議会においては先輩議員も質問されましたが、現在、役場の内部組織での行政評価を行っていますが、より一層住民主体の“まちづくり”に向け客観的に評価していただくためにも住民参加の行政評価を実施すべきと思います。

そこでお伺いたします。

まず、町長任期3年半の期間において<sup>とな</sup>唱えられていた「協働のまちづくり」ができたのかどうかと、その評価と五つの手法をより活用していくために今後どのように取り組んでいくのかお聞かせ下さい。

また、今後、「協働のまちづくりの推進」に向け、諸会議の公開と住民参加による行政評価の実施をしっかりとやっていくべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の安部議員の分割質問一点目、「協働のまちづくり」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「町長の任期中の評価と今後の取り組み」についてであります。協働のまちづくりに対する取り組みにつきましては、多様な広報媒体を通じ行政情報の公開を推進していきながら、パブリックコメントのルール化や、メールでの受付対応により「町長への手紙」の利便性向上、あるいは各種計画の策定における公募による町民の方々の参画など、町民の皆様との協力・連携による“まちづくり”に努めてきたところであります。

また、私は町長就任以来、職員とともに可能な限り現場へ出向き、そこでいただいた町民の皆様からのご意見を町政に反映するよう心掛けてまいりましたが、このことも「協働のまちづくり」に寄与してきたものと考えております。

今後につきましては、「第2次総合振興計画(案)」の基本施策の一つに掲げております「協働

によるまちづくり」のさらなる充実に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

二点目の、「諸会議の公開と住民参加の行政評価の実施」についてであります。諸会議の公開につきましては、本町の「まちづくり基本条例」において「まちづくりに関する会議の原則公開」が明記されていますので、傍聴制度の確立も含め、その目的が達成されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、住民参加の行政評価につきましては、本年度より現行の行政評価システムの大幅な見直しに併せまして、外部委員による事業の評価も実施する予定としているところであります。評価結果につきましては、毎年町ホームページ等で公表しているところであり、今後も引き続き町民の皆様に分かりやすく公表していくよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（安部大助）

答弁いただきましたが、再度質問をさせていただきます。

私が質問した内容は、その制度化・ルール化されているものが、今しっかりと準備されているということは評価していますが、その実態がともなっていないというのが課題があるのかなと思っております。

実態を踏まえて、町長の「協働のまちづくり」をどう評価されているのか、その辺を再度聞かせていただきたいと思っております。

また、先ほどの五つの手法の中で特に「パブリックコメント」、そして公募の増加、そして「出前町長室」が少し目的に比べると少ないかと思っております。その辺をしっかりと活用していくために、どういった方法を取っていくべきなのか、その二点お伺いします。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

議員が月3通で少ないという町長への手紙ですが、昨年度だけで44件、この一つを取って私も十分だと言いませんが、町長への手紙はきちんと受取ってお返事もしておりますし、パブリックコメントにつきましても、新たな基準を設けて意見の聴取期間を1か月間延長もして皆さんの「声」を聴くようにしてまいっております。

また、先ほどの「出前町長室」ですがホームページ等、区長さん方にも説明しておりますが、皆さんの5名以上の所にはいつでもお出掛けしますとお伝えをしております。その中で件数が2件、3件と少ないということは、ご指摘のとおりかも知れませんが、それ以外に皆さんが要望するものでなくても我々から出掛ける、町長との話というのもたくさんございま

すので、さらにPR・広報活動をして行くことが重要かと思いますが、私が決して逃げて会いに行かないとか、受けていないとか言うことでもなくて、積極的に皆さんの声を聞きたいということから現場にも出掛けているということをご理解いただきたいと思いますし、また、公開についてまだまだ足りない部分があることは承知しております。その中であってプロポーザル方式による、各種の事業者を選考する場合には「選考会」におけるプレゼンテーションも公開するように努めておりますし、昨年設立した「隠岐古典相撲実行委員会」につきましては傍聴も可能にしたという風に、「まちづくり条例」に沿って少しずつ取り組んでまいっているという風に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

### ○8番（安部大助）

手法に対する件数の少なさは、やはり住民の皆様がこの“まちづくり”に興味を持ってもらうというか、そういった意識の方が少ないのかなと思っております。

しっかりと意識を持ってもらうためには、まずは役場が全体としてしっかりと地域に出る、これが一段階の取り掛かりかなと思っております。この事は明日からでもできる内容です。しっかりと今後、やっていただきたいと思っております。

外部評価については、今後やっていきたいという考えをお伺いしました。外部評価委員がどういう人達なのか、どういった組織でやっていくのか、そういったものも必ず必要になってきます。そのためには「外部評価委員の評価制度」をしっかりと作るべきかと思っております。今、確認する中では、本町にそういう制度が無いので、今後、作っていくべきかと思っておりますので、再度教えていただきたいと思います。

### ○番外（町長 池田高世偉）

お答えをいたします。

「町が出掛ける」、当然のことですので、今までも現場に出掛けるよう強く指導、指示をしております。

ただ構えて、町がやる「説明会」というような言い方であれば、それはなかなか住民の皆様が積極的に集まる場所ではございませんので、やはり基本は皆さん方から「こういった話もあるしね。」といったフランクな事から始めたいというのも現実でございます。

最初に答弁いたしましたように、できるだけ現場の方には積極的に町として出掛けていくよう更に指示はしていきたいと思っております。

総合評価に関することではございますが、もうすでに外部評価委員の方に「評価」をいただくような手続きは進めておりますが、ご指摘の「制度」についてはまだできておりません。

この点については、今後更に勉強もして決めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

## ○8番（安部大助）

それでは、二点目の質問に移ります。

「職員の能力を最大限に発揮する環境づくり」についてお伺いします。

先ほど質問いたしました「協働のまちづくり」を実現するためには、職員の力は必要不可欠であることは言うまでもありません。

また、「第2次総合振興計画(案)」の基本施策に対しても「時代にあった行政サービスを提供する」ために職員の意識向上や職場環境の改善などが記載されています。

職場の環境改善については、昨年3月定例会において「職員提案制度」を例にあげて質問させていただきました。

ご存知のとおり「職員提案制度」とは、職員が事務改善や政策提案することで職員の行政運営の参加意欲の向上を高め、サービスの向上、町の活性化へ繋がるという制度です。しかし、長年実績がないことから、その要因と取り組みについて町長に質問をいたしました。

そして、町長は「職員提案制度はあるが、十分な活用とはなっていない、制度の周知を含め職員の意識の醸成を図っていきたい」と答弁されました。

しかし、昨年度も今年度も実績がありません。私は、その要因は職員の意識よりむしろ職場環境に問題があるように感じています。そこで、平成29年度から今年度5月までの「時間外勤務の係別集計表」を見させていただきました。全体の残業時間は平成29年度が14,770時間、平成30年度が10,856時間、令和元年度が15,912時間となっております。また、「係」によっては1年通して残業が多い「係」や、一人当たりの平均時間が多い「係」もあります。全てが残業時間イコール業務量とは限りませんが、残業せざるを得ないほど日々の業務に追われ、他の事を考えられない今の環境にこの要因があるように思います。

そこで、お伺いいたします。

まず、職員が能力を最大限発揮する環境について現状をどう認識され、改善に向けどう取り組んでいくお考えかお聞かせ下さい。

また、職員の提案能力、住民協働という観点から、やはり「職員提案制度」の再構築は必要と思いますが、今後どう活用していく考えかお聞かせください。

## ○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の安部議員の分割質問二点目、「職員の能力を最大限発揮する環境づくり」について

のご質問にお答えします。

まず一点目の、「職場環境についての現状認識と今後の取り組み」についてでございますが、近年、国・県からの権限移譲や住民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の拡大等によりまして、組織全体としての業務量が増加する傾向にあります。一方では、働き方改革を推進するためにワーク・ライフ・バランスの取り組みも求められているところでございます。

このような状況を踏まえ、まずは、役場各部署における業務量を的確に把握し、業務量に応じたメリハリのある職員配置に努めてまいりますとともに、組織や事務事業の見直しにより業務の効率化を図りながら、より機能的な組織体制を確立してまいりたいと考えております。併せて、本町の「職員人材育成実施計画」を着実に実行し、全ての職員が必要に応じた能力を身に付け、業務の中で発揮できるように取り組みを進めてまいります。

次に二点目の、「職員提案制度の再構築」についてでございますが、先ほどお答えいたしましたように柔軟な職員配置、組織や事務事業の見直し、また、「職員人材育成実施計画」を着実に取り組んでいくことで、職員の能力が最大限発揮できる環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（安部大助）

答弁いただきました。

再度質問させていただきます。今回、職場の今の現状、残業等の時間も示させていただきました。本当に職員の皆さんが仕事に追われているなという状況を把握できたのですが、現状について町長はどう認識されているのかが、先ほどの答弁の中で分かりづらかったので、客観的に今の職場体制、課ごとでもいいですが、全体的に見て職員の皆さんに対する業務量、環境も含めてですが再度お聞かせ願いたいと思います。

もう一点が、業務量を的確に把握する、そこから始まって業務の効率化や組織の見直し等を進めていくということですが、一番の問題は業務量の多さにあると思います。それをまずはどう減らしていくのか、そこが一番聞きたいところです。

例えば、外部団体に役場の仕事を移行するとか、そういう方法も考えられると思うのですが、業務量を減らすうえで、どのような方法を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

#### ○番外（町長池田高世偉）

業務量を的確に把握しているのか、またその対策、今後についてでございますが、まず議員と同じくデータも把握しております。職員一人当たり時間外が平均月5.5時間あることも認識しておりますし、年間500時間を超える「係」も複数に亘ってあるという風に理解は

しております。

その中であって、特に災害、選挙、確定申告、イベントといった短期的に集中して対応すべき業務がある部署については、ある程度濃淡があって、時期的に集中するのは仕方がないという風に考えております。

また、年間を通じて業務量が増加している部署については、職員を増やして対応をしているところがございます。

議員仰せの外部団体にとりという部分は、現在考えておりません。そして、一つ私が申し上げたいのが時間外の環境イコール事務量だけの増という風には考えておりません。一つには、職員の方にもお願い、指示はしておりますが、例えば準備、計画についても一人ひとりの考え方が・・・あるとこで8時間で山を切れといった時に、7時間私は斧を磨くという風に答えたと言っております。要するに一つの事業を成功させるために準備期間が非常に必要だということを我々に言ってくれているということで、その事を職員にも伝えてあります。大変忙しい目にもさせている自分の責任もございしますが、一人ひとりの自覚も大事だという風にも私は考えています。

## 〇8番（安部大助）

答弁いただきました。

私も残業時間イコール業務量とは思っておりません。改善する、改善するという形で進められてきたのに、なかなかその辺が減ってきていない現状があるので、その現状をしっかりと把握したうえで、職員一人ひとりに目を向けてしっかりと対応、フォロー等をしていただきたいなと思っております。

それでは、三点目の質問に移りたいと思います。

三点目は「住民の信頼回復に向けた町長の姿勢」についてお伺いします。

言うまでもありませんが、住民参加のまちづくりを進めていくには、住民の信頼関係の構築は必要です。

令和2年3月定例会において、先輩議員より10月の町長選挙について質問され、町長は「あってはならない事案が発生し、現段階での住民の信頼をまず一刻も早く回復するよう職員の指導も含め、そこを私がやるべきであって住民の皆さんにその部分でまだお応えしてない中、進退は申し上げられない。」と答弁されました。

不祥事に対する責任感の強さと謝罪の気持ちが伝わる答弁だったと思いました。

そして、信頼回復に向け、まずは各種指針の見直しや職場環境の改善、実態調査の実施な

どを含んだ「再発防止策」を示すべきと提言もさせていただきました。

しかし、3月議会から3か月が経ちましたが、議会に対して「再発防止策」も示されておらず、これまで信頼回復に向け、どのような対策と行動を進めてきたのか正直見えてきません。

私は一般質問での答弁は、その質問された議員のみでなく住民との約束だと捉えています。そこで、お伺いいたします

3月定例会から住民との信頼回復に向けどのような行動をされ、現状をどう認識されているのかお聞かせください。

また、信頼回復にはまず「再発防止策」を示すべきと思いますが町長の考えをお聞かせください。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の安部議員の分割質問三点目、「住民の信頼回復に向けた町長の姿勢」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「3月定例会から今まで信頼回復に向けどのような行動をし、現状をどのように認識しているか」についてであります。まずは、職務遂行とコンプライアンス意識の徹底を図るため、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施するよう指示いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大により、年度早々の研修が実施できない状況にありましたが、今月末より順次実施する予定としております。また、相談しやすい風通しの良い職場づくりを推進するため、職場での定期的な連絡会を習慣づけ、組織内における情報共有の徹底に努めているところであります。

「協働によるまちづくり」を進めていくうえで、町民の皆様の行政に対する信頼は必要不可欠であることは申すまでもございません。

今後は、一連の不祥事による町民の皆様からの信頼回復に向け、職員とともに不断の努力をもってあたりたいと考えている次第であります。

最後に「信頼回復にはまず再発防止策を示すべき」とのご意見についてであります。先ほど申し上げましたように、職務遂行とコンプライアンス意識の徹底を図るための職員研修を最優先としながら、適正な人事管理や風通しの良い職場づくり、さらには人事評価制度の活用による職員の育成や業務の改善など、不祥事が生まれぬ組織づくりに全庁一丸となって取り組んでまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（安部 大助）

再質問をさせていただきます。

今年3月の議会の中で「町長の出馬する、しない。」は町長の決断なんです、理由として「住民との回復をしっかりとしていきたい。」という答弁をしております。

今日、先輩議員の質問の中で「信頼回復」について一言もなかった。私はそこはとても残念に思っております。

そこで、町長が今まで信頼回復と、そういったものを言ってきましたが、では住民は一体何に対して不信感を持っているのか、私は職員の意識とかその辺も関係すると思いますが、本町が作っている「不祥事アクションプラン」の中にもあるような要因のなかに、内部統制、その機能不全、また緊張感の欠如、そういった体制とか体質とか、そういう風な課題が残っているのかなと思っております。

再度、町長に聞きたいのは住民の皆さんがどこに対して不信感をもっているのか、それに対してどう動いたのか、再度お聞きかせたいと思います。

#### ○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

どういったところに、住民のお考えがあるかという点も含めてお答えをしたいと思いますが、まさに自分のこの4年近くの町政に携わる中での、「想定外」という言葉、初めて実感しました。

その「想定外」が起こる土壌がどこにあったかという部分だと思っておりますが、ご指摘のとおり、職員の緊張感の欠如という部分も、無かったかと言われればあったらと思うますし、全てに対して注意力がリーダーとして足りなかったという点は反省しております。

今後、課長会を中心に一生懸命、各課においても話し合いの場を以前よりも多く設けたり、横の連携、意見が聞けるような態勢をとろうというような形で庁舎内では進んでおりますし、先ほど少し触れましたが、全267名の職員に対して、6月29日から7月6日まで8回に分けて職階別の「研修会」も開催するようにしております。

一刻も早い信頼回復が大事な中、言い訳になりますが、集まってそういった「会議」ができなかったという点もご理解いただきたいと思っておりますし、それを理由にする気もありません。

今後、さらに強く職員一同、一丸となって厳しい姿勢で向かっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

#### ○8番（ 安部 大助 ）

終わります。

#### ○議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

( 本会議休憩宣告 11時48分 )

### ○議長 ( 米 澤 壽 重 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時30分 )

引き続き、一般質問を行います。

次に、6番：西尾 幸太郎 議員

### ○6番 ( 西 尾 幸 太 郎 )

それでは、通告にしたがいまして「流感等の非常事態における児童・生徒の学習環境」について質問いたします。

今回の新型コロナウイルス問題においては、全国の学校において休校措置が取られ、児童・生徒を始めとして保護者の皆様、教職員の皆様においては、さまざまな負担が発生することになり、特に「学習の遅れ」に関しては、どう取り戻していくのかが大きな課題となっております。

都市部の私立学校などでは、いち早くリモート授業を取り入れて「学習の遅れ」を防ぎ、子ども達の学習機会の維持に取り組んだようですが、全国的に見ると不測の事態におけるリモート授業などの活用での「学習の遅れ」のようなリスク軽減策は取られていないのが現実です。

一方で、本年度は小・中学校全生徒に一人一台、タブレットやノートパソコンなどの学習端末を整備する事業が予定されるなど、うまく活用すればリモート授業などにも利用できる環境整備が進められるのではないのでしょうか。

新型コロナ問題については、現在は落ち着きが見られるものの第2波・第3波の心配もあり、また新型コロナに係わらず、未知のウイルスへの驚異に備える必要があり、特に流感による休校措置など子どもたちの将来に関わる問題については、早急に取り組むべきと考えます。

そこで、町として今後の休校措置のあり方やリモート授業の必要性について、どう考えているか。また、家庭の通信環境の調査などを行う考えはあるのか。

以上、二点について質問いたします。

### ○番外 ( 教育長 野 津 浩 一 )

ただ今の西尾議員の「流感等の非常事態における児童・生徒の学習環境」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「今後の休校措置のあり方やリモート授業の必要性」についてであります。議員ご指摘のとおり、今回の新型コロナウイルス感染症対策に関して、教育現場におきましてもさまざまな大きな課題が発生しております。また、今後起こりうる第2波、第3波や未知の新型ウイルス感染の危機に備え、休校措置をとった場合、児童・生徒の「学びの保障」のための人的・物的体制の整備をどのように図るかが大きな課題であることは十分に認識しております。その中で、ICTを活用したオンライン指導を含む家庭学習の必要性は高く、どのように取り組んでいくか検討をはじめているところであります。

次に二点目の、「家庭の通信環境の調査などを行う考えがあるか」についてであります。本町が現在取り組んでおります小・中学校校内通信ネットワーク整備事業を進めるにあたり、オンラインを利用した学習支援を検討する目的で、各家庭のICT環境整備状況について、本年5月に保護者を対象とした「アンケート調査」を実施したところであります。

今後、この調査結果を基に「整備計画の方針」をまとめてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### **○6番（西尾 幸太郎）**

すでに5月には「アンケート調査」も行い、検討も始めているということで非常に前向きな答弁をいただきました。

何点か再質問をしたいと思います。5月にアンケート調査を行ったということで、月もまたいでおりますので、このアンケート結果をどのように捉えて、計画に反映していくのか、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

#### **○番外（教育長 野津 浩一）**

5月におこなった「アンケート調査」でございますが、小学生、中学生の保護者に対しましてアンケートを配付しまして、回収率としては98%です。家庭にWi-Fi環境がある家庭はその中の84%という結果が出ております。後の残り16%をどのような対応をしていくかということでございますが、午前中の質問でも言いましたように「学びの保障」と言うところでは、家庭でのリモート授業、リモート学習が必要となるということは十分認識しております。

やり方として例えば、モバイルWi-Fiルーター等を自宅に環境の無いところには貸出しをすとか、方法としては色々あります。モバイルWi-Fiルーター等の器具につきましては、今、国の一定の補助を出す方針も示しておりますので、環境整備についてはある程度できる

のかと思いますが、たとえばその維持費、ランニングコストをどう保護者に求めるのか、町として払っていくのか、また使用していないのにランニングコストがずっと掛かるようなことでは経済的とも言えませんので、ある程度、そういったところをもう少し、こういった形が各家庭において平等性と公平性、コストの事も含めて検討していきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思えます。

#### ○6番（西尾 幸太郎）

今、教育長の方からも答弁ありましたが、6月5日に文科省の方から示された「学びの保障総合対策パッケージ」の中では、生活困窮者においては先ほど言われたポケットWi-Fiの貸出しであるとか、いろんな支援制度の中でランニングコストについても対応していきましようという方針が示されています。

一般家庭は、アンケート結果では84%の光の通信環境が整備されているということですが、本土等と比べたら、本土等は光の新規で整備しようと思ったら格安で、ほぼ無料で整備されて、例えば1年使用した後は、かなりの金額のキャッシュバックがあるなど比較的新規整備にはハードルが低い状況ではあるのですが、本町においては子育て世代が新築で家を建てた場合、光通信を整備しようと思えば8万円前後の決して軽くない負担が感じられます。

これは町長にお聞きしたいのですが、こういったことで子育て世代に光の通信環境等が必要になってきてますので、そういったところの整備に対する子育て世代へのサポート等が必要になってくるのではと個人的には思うのですが、その辺りの町長の考えを聞かせていただければと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

子育て世代に対する支援という点ですが、おっしゃるようにこの時代、もうそういう時代になってきていると認識しておりますし、先ほど教育長が申し上げましたように、教育委員会で取ったアンケートも整理、その中で町としても一緒になって考えていきたいと思えます。整備が必要であるというのは十分に理解しております。

#### ○6番（西尾 幸太郎）

是非、教育委員会の方と足並みを揃えて、支援制度なども検討していただければと思えます。

前向きな答弁をいただきましたけど、スケジュール感について情報が足りないかなと思えます。こういった事は、年内にある程度方針を決めて対応ができるのであれば、早急に補正を組んでという対応も必要かなという風にも思うのですが、現状、教育委員会の方で整備に

関してどのようなスケジュール感を持っているのか、聞かせてください。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

「GIGA スクール構想」という大きな事業の中で取り組んで、年度当初の予算もいただいておりますが、準備をずっと進めてきまして、まずは業者の選定を行います。その後はどういった活用の方法があるのか、今のような問題も含めて詳しい先生たちも入れて「委員会」を策定し、町の中の情報関係の担当者も入れ実施していきますが、実際、完成は来年3月までかかるのではないかと風には考えております。

#### ○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

簡単にできないということは承知しておりますし、なるべく早い段階で前倒しできる努力ができる部分に関しては、努力していただきたいと思います。

先ほど詳しい先生方を入れて、プロジェクトチームのようなものを組んで、検討していくということですが、これは数年前から教育委員会に対しては、こういった整備に関してはもっと早く取り組むようにと個人的にも指摘はしてきていますが、子ども達が端末を使う部分はすでに生まれた時から身の回りにある、子ども達は使用方法に関しては比較的すんなりと使用できるかと思うのですが、やはり一番大変なのは学校の先生方が、通常活用してどう指導していくかというのは最初の1年は非常に大変になってくると思うのです。

最初の1年でそういった環境ができてしまえば、学校の先生等の負担軽減等に繋がると思うのですが、こういった具体的なプロジェクトチームの編成の仕方を考えているのか、学校単位でやっていくのか。今、どちらかと言うと学校単位の色が強いのかと思うのですが、こういった物に関しては町としてどういったシステムにしていくのかというのを方向づけて、それを各学校へ落としていくという方法のやり方が良いのではないかと個人的には思うのですが、具体的には検討チームについてどのような編成の仕方を考えているのでしょうか。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

プロジェクトチームを作って進めていきたいと考えていますが、頭の中には何人かの先生が実は詳しくて、経験もある先生がいらっしゃるし、そういった先生をイメージしているのですが、まずそれぞれの学校の中で、小学校・中学校それぞれ授業のやり方が違うと思いますので小学校単位、中学校単位で推薦していただいたりという流れで、今後具体的に決めていきたいと考えております。

#### ○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

今回に関しては、非常に前向きな答弁をいただきましたので、秋・冬になって第2波、第

3波が予測されます。本町は、たまたま今回は感染者が出ませんでした。今後どういう風になるかも分かりませんし、そうなった場合、休校措置を取らざるを得ない状況も考えられます。

そうなった時に「もっと早く整備をしておけばよかった」とならないように、可及的すみやかに検討して、実施していただきたいということで、以上で質問を終わりたいと思います。

**○議長（米澤 壽重）**

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

次に、11番：石田 茂春 議員

**○11番（石田 茂春）**

現在、我が町では西郷港、フェリーターミナル周辺整備の基本方針を定めた「玄関口まちづくり計画（案）」を公表しております。また、計画策定にあたっては、「まちづくり談義」を開いたり、住民の意見を聞いております。近い将来、素晴らしいまちが誕生することでしょう。

本題にはいります。

隠岐の島町には自治会が95あります、そのうち区と名の地区が64地区あります。ほとんどの地区が人口100人以下の地区で45地区あります。また人口50人以下の地区が17地区あります。ちなみに一番人口の少ない地区は9人です。

どの自治会も同じであるが、特に人口の少ない地区は高齢者であり、地区の伝統文化等を守り続けそして後世に残していくことができなくなっています。近い将来消滅するのではないかと危惧しています。また地区活動においても同じであります。

近年では「集落地域活性化事業補助金」が創設され、集会所及び地区活動が維持されていきますが、年ごとに補助内容が少し変わっております。少し申しますと、地区奉仕活動費が昨年までは「集落活性化事業補助金」と別に交付されておりました。地区奉仕活動費というのは「保険料」です。本年は「集落活性化事業補助金」で支払う、地区ではそれだけ「活動費」が少なくなるということです。

人口の少ない地区を守って行かなければ、地区の崩壊が足もとにきています。地元出身でありながら住宅の関係で町中心部に生活をしています。地元に戻りたいが、空き家はあっても町営住宅はない。Uターン、Iターン者には「住宅整備費」として助成金があります。ご承知のとおり、UIターン者には50万円、夫婦はプラス25万円、子どもがいる場合はプラス25万円、最大100万円助成があると聞いております。

しかし、町中心部で生活をしておられる方が、地元に戻るのに住宅支援はない。しかし、隠岐の材を使用した整備をすれば30万円から40万円の助成があると聞いております。

空き家対策の一環として、人口の少ない地区で生活を営む場合は何らかの支援が必要ではないのか、また親と同居する場合も同じであります。名指しで悪いですが、町長も親が元気な時には地元に残しておりました。

支援の方法としては「地区手当」とか「同居手当」とか色々あろうかと思えます。

UI ターン者に手を差し伸べることも良いでしょう、しかしその前にやることは、地元で生まれ、地元で生活をし、町の発展に尽力いただいた住民が第一ではないでしょうか。

今こそ人口の少ない地区をどう守って行くのかが、喫緊の課題であります。もっとももっとこういう地区に目を向けていただきたい。玄関口がよくても奥が崩壊してしまえば、基本理念の「うみとまちを繋ぎ、世代を繋ぐまちづくり」になるでしょうか。

町長の考えを伺いたい。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の石田議員の分割質問一点目、「人口の少ない地区を守るための施策」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、全ての自治会を存続させていくことは、本町の豊かな自然を守り、また古くから伝わる伝統文化を保存・伝承させていくうえで重要な課題であります。このことから、「集落地域活性化事業補助金」などにより、地域の活動が活性化する取り組みを行ってきたところであります。

しかしながら、高齢化や人口減少が更に進む地域では、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能やサービスの低下がより深刻化しています。このような状況を打破するためにも、現状の「地域おこし協力隊制度」、「小さな拠点づくり事業」、及び「空き家バンク制度」などを活用し、自治会の存続に努めたいと考えております。

また、住宅関係への支援につきましては、自治会の存続の一助となる可能性はございますが、現状では、地元産材を利用した場合の改修助成、または子育てやバリアフリー化に対応した改修助成、そして耐震化に係る助成を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○11番（石田 茂春）

理解ができませんので、再質問をいたします。

「集落地域活性化事業補助金」、これは永遠と続くのですか。先ほど言うように、年々ハ

ードルが高くなってきているのです。今後も今までどおり行くのですか。

また地元産材を利用した場合は少し助成があると聞いておりますが、UI ターン者と金額に相当開きがあるのです。やはり、地元で生まれて、地元で生活して町の発展に尽力された方が地元に戻った場合には「住宅手当」とか、親と同居した場合には「同居手当」とかそういう助成が必要じゃないですか。

そして、先ほど答弁いただいた「地域おこし協力隊制度」言葉は良いですわ、しかし、この人たちが各地域に出掛けて、そこの区長、地区の住民と話したことがあるのですか、私見たことないです。私、区長を22年やっていますが一度も聞いたことないですよ。

答弁願います。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

たくさん指摘、思いは十分わかります。

最後に言われた、地域おこし協力隊の取り組みですが、現在来ておられる人は各地区で地区の交流を進めておりますし、今年度も飯美地区に住む方、布施に住む方、いろんな形で地域に協力もされております。また、協力隊の皆さんには、地域の活動も今のご意見も踏まえてお願いしたいと思っております。

地域活性化の補助金についてであります。存続をしていく制度だと私は理解しております。ただ、制度が変わるという点につきましては、やはりその都度見直しをしていかなければならない制度かと思っておりますので、今後また皆さんと話し合いながら、担当地区を持っておりますので地区の方と話し合いながら進めていきたいと思っております。

公営住宅に関しましては、確かに一部地区、例えば都万地区等については公営住宅を望む声が高い地区でもあります。逆に布施地区、五箇地区については、公営住宅が空いている状況もございますので、そういった点も踏まえながら検討はしていかなければいけないと思っております。

議員がおっしゃる考え、私もそういった考えを持っている部分もございます。理想になりますが、地域に特に我が里に戻る、そしてその地域コミュニティに携わる、そういった形が一番理想的であるという風に考えていますし、また今後、色んな方々と話し合いながら協議もしていかなければいけないという中で、こういった形で公平感を持たせるのか、また同じ隠岐の島町の中で市街地や郡部だという感情的な取り合いという部分もあまり好ましくはないという中で、根本的な考え方、理想としては我が里に戻って、我が家に住んで、その改装費が出て地域を担っていく人材が育てばいいという風には考えておりますが、その制度を

現時点でどのような形にというのは申し訳ありませんが持っています。考え方については十分理解しているところです。

### ○11番（石田茂春）

町長の熱い思いが伝わってきましたので、半分ぐらい理解したかなと思っておりまして、次の質問に入ります。

前もって言うておきますが、特定した地区ではありませんので誤解をしないようにお願いします。

どの自治会、地区においても集会所があります。管理には町から助成があるものの、維持等についてはどの地区でも頭を痛めています。

建設負担金は建設請負額の4分の1以内又は世帯数×10万円であります。土地は地元負担、改修の場合は経費の4分の1以内地元負担、その上火災保険は全額地元負担、解体時には全額地元負担。

集会所は災害時の避難場所であり、また地区にはなくてはならない場所であります。その上地区の絆を図っています。しかし近年は人口も減り、多くの人が高齢者になり集会所使用回数も減少しています。

「協定書」では、事業報告書で利用者の利用状況等を報告するようになっておりますが、しっかりと見ていただいているのでしょうか。

私も出したことございませんけど、非常に少ないです、我が地区見ても年に5回か6回ぐらいです。後は町の使用がほとんどです。

集会所は年々老朽化し、地区の人口は少なくなっていく、負担金はそのまま、町村合併してから16年、生活環境も変わってきております。今後、「集会所管理条例」の見直しをする時期にきているように思われます、平成27年に一度見直しをしております。それは建設時の所帯数×10万円を加えただけであります。

私が言いたいのは、現在、集会所は指定管理になっておりますが、観光施設、その他の指定管理制度と内容が大きく違うというところであります。

町長の考えを伺えたい。

### ○番外（町長池田高世偉）

ただ今の石田議員の分割質問二点目、「地区集会所の管理」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、地区集会所の建設、改修、及び維持管理にあたっては、受益者負担の

公平性を担保する観点から、地区に相応のご負担をお願いしているところでございます。

一方で、地区の人口規模等の理由による、地区集会所の建設負担金や維持管理費の捻出の難しさには、建設負担金の上限設定や、集落地域活性化事業補助金の交付により、その都度対応させていただいたところでございます。

今後も、公益性や公平性を勘案しつつ、地区の活動の拠点となる地区集会所が存続されるよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○11番（石田茂春）

先ほどと同じように理解ができません、再度質問します。

まず第一点、解体時の地元負担が全額というところ、どう考えているか。また、指定管理制度、これをどうして観光施設の指定管理と同じくできないものか。最後に所帯数×10万円ではなく戸数×10万円はどうか、ということです。例えば、戸数が50、しかし所帯数が60だったら10万円ですから600万円ですね。地元としては100万も違うということになれば大きいわけです。どこでこれが所帯数になったのですか。

地区が地区会費を集める時には所帯数でなく、戸数で1軒当たり何万円と集金しますでしょう。ちなみに私の所をいって悪いですが、私の所は2所帯だから建設する場合は20万円払わなくてはいけないのです。そういう所がいっぱいあるのです。この三点を再度答弁願います。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

解体費、指定管理について、そして負担金の世帯についての三点でした。

解体費については、おっしゃるとおり現時点で解体に関する助成制度ございません。もう少しここ話し合いをしながらやらないといけない部分かなと感じております。

指定管理については、ご指摘のことは分かりますが、観光施設と地域集会所はその使用趣旨、目的が全く違います。観光施設については利益を求めるものであって、その部分について支援もしますし、あるいは無料のところもある。おっしゃりたいことは十分わかります。

三点目の戸数と世帯数、生々しく初めて「そうなのか。」という部分も分かりました。トータル的に申し上げますと、指定管理については少し難しい面もありますが、解体、戸数についてはもう一度、皆さんと話し合いをしながら制度を確認し、そこには見直しも生じるかも知れませんが、今一度、地区との話も聞きながら担当部署と協議してまいりたいと思います。

#### ○11番（石田茂春）

町長から答弁いただきましたが、この解体の地元負担、そして所帯数×10万円、これを再度見直すか、見直さないか分かりませんが早急にやっていただきたいということでいいです

ね。そういうことで私の質問は終わります。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、石田 茂春 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：村上 三三郎 議員

**○5番（村上三三郎）**

「新型コロナウイルスへの対策」について質問をいたします。

3月から発生した新型コロナウイルスの感染者が世界で434万人内29万人が死亡する深刻な事態になっています。

日本では感染者16,126人、死者697人になりました。都道府県別では人口の多い都市部での感染者が多く、岩手県のみがゼロでした。島根県は感染者24人、死者0人で隠岐郡では感染者0人でした。

政府の要請で外出自粛、3密、すなわち密閉・密集・密接を避ける行為などを罰則なしで実施したことに世界から称賛の声が上がっています。

5月14日、政府は39県の「緊急事態宣言」を解除しました。人類と細菌との戦いは過去にもいくつもありました。

2014年のエボラ出血熱、2002年のSARS（重症急性呼吸器症候群）、2011年マラリアなど感染症の脅威から完全に逃れることは不可能だと言われています。

この度、隠岐郡は感染症の被害を免れましたが、第2波・第3波の襲来を予測した対策が必要だと思います。

次の点について質問いたします。

この度はコロナウイルスの感染者がいませんでしたが、今後、感染者が発生した場合、PCR検査などや病院の入院患者の受け入れ態勢はどうなっていますか。また、不十分な場合の対策はどうしますか、お聞かせください。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

ただ今の、村上三三郎議員の「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対策」についてのご質問にお答えします。

まず、PCR検査についてであります。隠岐保健所及び感染症指定医療機関である隠岐病院で検体採取をし、島根県保健環境科学研究所で検査を行う体制となっています。

万一、町内で感染者が確認された場合には、隠岐病院にて11床のベットが確保されており、島根県が設置した広域入院調整本部が、全県的な視点により入院の調整を図ることとなって

おります。また、町内感染が蔓延し、島外医療機関等への搬送が必要となった場合は、「感染症法」第21条により島根県が搬送を行うこととなっております。

現在、隠岐の町村においては、あらゆる場面を想定し、海上輸送手段による搬送体制を整えているところでございます。

本町といたしましても、全国での発生状況をみながら、安全が確認されるまで、対策本部を継続し対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

#### ○5番（村上三三郎）

一点だけ再質問をいたします。

新型コロナウイルスの影響について、「聞き取り調査」を行いました。

まず、隠岐汽船です、5月は乗客数が対前年比15.9%に落ち込んだとのこと。国や町に対して補償を要請するということでした。

次に、M旅館は5月の収入が前年300万円でしたが60万円に落ち込んだと、135万円の補償があったということでした。

次に、ホテル海音里は前年200人が100人未満になったという状況を聞きしました。

以上、共通しているのは休業に対する補償の充実でした。国・県・町がどのように対応するのかが問われています。町の所信を質します。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

議員の調査のとおり、宿泊、飲食、それに関連するあらゆる業者がコロナで大変な影響を受けております。

池田信博議員の「一般質問」でもお答えいたしましたように、比較的回復の早い業種と島外からの人の動向によって影響を受けている業者等、現状に即した対策を講じていきたいと思っております。先ほど申されたように、135万円というのは我が町の持続するための緊急の支援金だと思っております。朝も申し上げましたが「即効性」のある支援制度として実施しましたし、質問でもお答えをしましたように、今後まだまだ令和2年度で急がれる物については本議会での追加提案、あるいは9月議会、そして令和3年度についてもこれらに対応しなければならないという風に、今、あらゆる対策について検討している最中なのでご理解いただきたいと思います。

#### ○5番（村上三三郎）

終わります。

#### ○議長（米澤壽重）

以上で、村上 三三郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時30分まで休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 14時15分 )

**○議長 ( 米 澤 壽 重 )**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 14時30分 )

次に、2番：村上 謙武 議員

**○2番 ( 村 上 謙 武 )**

事前通告しております、新型コロナウイルス感染症対策に関連する三つの項目について、質問をいたします。

まず始めに、「町独自の事業継続・緊急雇用維持助成金」に関して二点伺います。

商工観光課が6月9日付けで作成した資料では、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少した町内の事業所に対する、本町独自の「事業継続・緊急雇用維持助成金」の申請件数は259件、申請額は約3億3,900万円となっています。当初の予定より申請額において約1億1,400万円余り超過した状況となっていますが、この申請額の超過分はどのように対処するのか伺います。

二点目です、感染症予防の鍵となる3密状態の回避やソーシャルディスタンスの確保など、社会生活や経済活動の場において、さまざまな感染症対策が当分の期間継続される状況にあります。また「緊急事態宣言」は解除されましたが、観光客の減少や飲食店利用客の減少傾向は続いている状況が見られます。

自粛ムードの影響で、しばらくの間、島内の事業所においては売り上げの急速な回復は難しいのではないかと考えるところであります。経営が苦しい事業者からは7月以降も引き続き町からの支援が必要との強い要請があることは十分に予想されますが、町独自の当該助成金の対象期間は本年4月1日から6月30日までとなっており、7月以降はどのような形で事業所への支援を行うのか、町の対応について伺います。

**○番外 ( 町長 池 田 高 世 偉 )**

ただ今の村上謙武議員の分割質問一点目、「町独自の事業継続・緊急雇用維持助成金について」のご質問にお答えします。

まず一点目の、「申請金額の超過分」についての対応でございますが、本定例会の会期中におきまして、準備が整い次第に追加補正予算として上程をさせていただく考えであります。

次に、二点目の「7月以降の対応方針」についてであります。現在、商工会や金融機関、また観光協会などと連携し、町内事業者の状況を把握し、情報の共有とその分析に努めております。池田信博議員の答弁と重なりますが、今後につきましては、比較的回復の早い業種と、島外からの人の動向によって影響を受けている業種などの見極めをして、目の前の対策だけでなく、半年、1年といったタイムスケジュールを考慮しながら、その時点での状況に即した対策を的確に講じていかなければならないと考えているところでございます。国や県の財政支援も活用して、全庁的な体制で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

## ○2番（村上謙武）

二点ほど再質問をさせていただきます。

まず一点目、申請額の超過分については今定例会の期間中に、追加補正予算として計上するというものであります。それについてほぼ金額等は固まっているのではないかと思いますので、今回の申請の超過分に対する補正額は概略で結構ですのでいくらになったのか。その財源は、どうなっているのか。というのが一点目の質問です。

二点目ですが、7月以降の支援のあり方については、国・県の財政支援も活用しながら全庁的な体制で取り組んでいきたいと、いう風なお答えでしたが、今回、町が行った緊急的な「雇用維持助成金」について7月以降も同じような形、つまり交付対象者の条件とか交付金額等について、7月以降もやるというのも選択肢の一つとして考えておられるのかどうか。この二点について伺います。

## ○番外（町長 池田高世偉）

二点のご質問をいただきました。

申請額の金額、その財源、これにつきましては、後に担当課長より説明させます。

7月以降のその対応ですが、先ほど来申し上げておりますように、今の「緊急雇用維持助成金」について継続という選択肢は、今持っておりません。

今、まさにその次に消費喚起で何が必要かということ、全庁的に検討しておりますので、早い機会に新たな消費喚起対策について議会の方にご提案しようと思っておりますので、3か月間行いました「緊急雇用維持助成金」についての継続という部分じゃない、新たな事業についてご提案したいという風に思っております。

もう一点、ここ一番難しい点ですが、今回、国も内閣経済産業省、国土交通省、各省庁においてそれぞれ補正予算も編成されております。また島根県も6月定例会で追加予算も補正

予算の編成もしております。我が町としまして、これらの補正事業をまず理解して、町の施策と合って、財源や制度を効率よく活用できることを考えたうえで、財源については改めて議会の方に提案しようと思っております。

各省庁から、かなりのコロナウイルスの補助、支援制度が出されているということもご理解いただきたいと思います。

それでは、その財源について担当課長より説明させます。

### ○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

所管の方から、金額等についてご説明申し上げます。

口頭報告になりますが「事業継続・緊急雇用維持助成金」、これが当初100件想定しておりましたが259件という申請がございました。1億6,365万円の不足がございましたので、この度、この部分につきましては増額の補正編成をさせていただいております。

もう一点、「利子保証料補助金」というものもございました。これも100件想定をしておりましたが、これは4月・5月におきまして国の、もしくは県の制度がたくさん制定されました、そちらの方へ誘導されることによって本町の制度の方は比較的申込が少なかったということがありまして100件が12件の実績申請ということでありましたので、当初編成しました予算が5,000万円でありましたが、これは実績見込みで40万円まで減額、4,960万円の減額をさせていただいたところであります。これら併せまして、増額分が1億1,405万円ということでこの度、追加上程をさせていただく段取りを進めているところでございます。

財源につきましては、当座のところは一般財源を充当いたしますが、先ほど町長の答弁にございましたように、各省庁からの補助金の情報がどんどんきています、まだ詳細が掴みきれれておりません。財政の方とも協議をしながら進めております。「臨時交付金」と言われるものが、2次補正で編成されたものがございますので、本町にもくるであろうという想定はしておりますが、最終確定のものがきておりませんので何れそういった姿が明確になりました時には、財源の組替え等も考慮しながら進めてまいりたいという風に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### ○2番（ 村 上 謙 武 ）

財源については、とりあえず「一般財源」で賄うということで理解いたしました。

分割質問二点目の事項について質問いたします。

国の支援、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用」について、二点伺います。

政府の緊急経済対策の一つである「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に関する5月1日付けの内閣府の通知文書やHPで公表されている資料によると、島根県の市町村全体の交付限度額は32億4,000万円と出ておりました。

この金額を各市町村の人口の割合で単純に計算すると、隠岐の島町は約6,500万円ぐらいになるのかなという計算結果でしたのでそういう風に理解しました。そういった上限の金額があるということで、「地方創生臨時交付金」が使えるのではないかと考えておりますが、今定例会の一般会計補正予算では475万円分しか歳入として計上されなかったということで、副町長より説明がありましたが、この度の「臨時交付金」は積極的に活用すべきと考えるが、今回475万円しか計上されなかった背景について改めて伺います。

二点目ですが、政府は第2次補正予算で、新たに2兆円規模の新型コロナウイルス感染症対応「地方創生臨時交付金」の予算措置を行いました、全国の地方自治体に対して感染症対策の充実や地域経済の回復に繋がる新たな取り組みを促す方針ではないかと思っております。これに対して本町では迅速な交付申請ができるように、対象となる事業の実施計画等を早期に作成しておくなど、適切な対応が不可欠と考えております。

今回、2次補正で予算措置された「地方創生臨時交付金」の申請に対する本町の実施計画、作成等の進捗状況について伺います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の村上謙武議員の分割質問二点目、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「補正予算において地方創生臨時交付金が475万円しか計上されなかった背景」についてであります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として、4月30日に国の補正予算第1号が成立し、本町には1億1,205万2,000円の配分額が通知されたところでございます。

「地方創生臨時交付金」には国庫補助事業などを対象とするものと、町単独事業を対象とするものがございます。計上いたしました交付金に関しましては、この限度額に含まれるものではなく、国庫補助事業などの財源となるものであります。今回は、有人国境離島特措法に係る「地域社会維持推進交付金」を活用する事業の一般財源部分に充当させていただいたところでございます。

本町が単独で行う経済対策等に係る交付金の充当につきましては、国の補正予算第2号の追加配分額と併せて、9月議会以降に財源を充当する予定としております。

次に、二点目の「地方創生臨時交付金の対象となる事業実施計画」についてであります。本町は4月以降、新型コロナウイルス感染症対策として3回の補正予算を編成したところでございます。

新型コロナウイルス感染症予防対策、商工業者支援対策など、国の補正予算で配分される限度額を超えている状況にあります。

また、国の補正予算第1号に係る事業実施計画時は、すでに県を通して国へ提出しているところでございます。

議員仰せのとおり、感染症対策の充実や地域経済の回復に繋がる事業に充当してまいります。また、必要に応じて適宜対策を講じてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

## ○2番（村上謙武）

再質問いたします。

町長の答弁の中で、国の補正予算、本町には1億1,205万2,000円の配分額が通知されたということでありますが、この中で今回、本町が行った町独自の助成金の事業3億円、結果的に3億3,900万円ぐらいの金額になったのですが、この助成事業にいくら配分できたのか。予算の組替えがこの中でいくらできたのか、答弁願います。

## ○番外（町長池田高世偉）

先ほど答弁いたしましたとおり、本町が単独で行う経済対策に係る交付金の充当については、国の補正予算第2号の追加配分額と併せて9月議会以降に財源を充当する予定としておりますので、先ほどの質問で言うと、まだそういった配分でなく、9月以降に配分するということですので。

## ○2番（村上謙武）

もう一点再質問いたします。

国の補正予算第1号に係る事業実施計画はすでに県を通して国へ提出しているという答弁でしたが、具体的に県に提出している、最終的には国へ提出するのですが、その「事業実施計画」は何件で予算にしたらいくらぐらいの事業計画を、県を通じて国の方へ提出したのか分かる範囲で結構ですのでお答えください。

## ○番外（財政課長補佐長田寿幸）

すでに、1次補正に係るものについては、県を通じて国の方へ計画を出させていただいておりますが、決定額1億1,000万いくらに対して、現在4月の専決、6月補正というところ

で対応した事業について計画として出させていただきます。この1億1,000万くらいに対して現在、その間に行なっている事業として2億300万円というところで事業を行いますと、県を通じて国の方へは提出させていただきます。

中身としては、商工観光者への支援の他、隠岐汽船のコロナ対策、本町、隠岐病院のテレビ会議システムの導入、防災関係の方でコロナ対策ということでマスク、消毒薬の備蓄等、そういった物を今回の申請に挙げさせていただきます。以上です。

## ○2番（村上謙武）

それでは、三番目の質問「新型コロナウイルス対策に幅広く対応できる組織の設置と政策」に関して二点伺います。

一点目、現在、本町では町観光協会と商工会が主体となって創設した新型コロナウイルス連絡協議会において、国・県の感染症の対策方針や本町の具体的な感染予防に関する取り組み状況、及び町内の事業所等への財政支援等の情報の共有が行われてきたところでございます。

今後は、農林水産業や幅広い製造業、教育機関、医療機関等、交通機関も併せて幅広い分野へのきめ細かな支援を求められる状況を考えた時に、より多くの機関が参加して、総合的に協議を行う場、協議会等が必要になってくるのではと考えています。

新型コロナウイルスとの共存を前提とした、隠岐の島町全体の経済や地域社会について幅広く協議できる新たな組織の設立が急務と考えておりますが、町長の見解を伺います。

二点目ですが、ただ今申し上げた新たな組織の設立と共に、町独自の基本的な感染症対策と長期視点に立った町全体の暮らしと経済を守る視点での政策を立案し、町民に対しそれらの施策を早急に提示すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

## ○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上謙武議員の分割質問三点目、「新型コロナウイルス対策に幅広く対応するための組織と政策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「新たな組織の設立」についてであります。本町では現在、隠岐の島町新型コロナウイルス感染症対策本部会を設置し、感染拡大の防止及び社会機能の低下を最小限にとどめるため協議を行っております。

この対策本部会には、関係機関の代表者までは含まれておりませんが、各分野において協議する場を設け、職員も参加しておりますので、情報提供、共有が図られてきたところでございます。

医療分野を一例として挙げますと、隠岐保健所、隠岐病院医師、町立診療所医師、民間診療所医師に参加いただき、予防対策、感染症発症時の対応等が協議されており、対策本部会において情報の共有が図られてきたところでございます。今後も対策本部会として、情報の共有を図ってまいります。

次に二点目の、「暮らしと経済を守る政策の立案と具体的な施策の提示」についてでございますが、国は5月25日に「緊急事態宣言」を解除したところですが、全国では毎日感染者の報告がなされています。

このような状況の中、「新しい生活様式」を徹底していくことが、町民の安全を守ることに繋がると認識しているところでございます。

また、経済対策につきましては、国、県の支援、制度の内容を十分に精査し、町としての対策を講じてまいります。国、県の制度では支援が十分ではない、あるいは支援を受けられないような場合には、町独自の支援も必要でありスピード感をもって対処してまいります。

こういった、感染予防の注意喚起や、福祉・医療、経済の支援制度につきましては、防災行政無線、町ホームページ、お知らせ便などを利用し、その都度、情報を提供してまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

## 〇2番（村 上 謙 武）

再質問をさせていただきます。

現在、日本国内においては感染状況が落ち着いたということで、普段の日常生活に戻りつつありますが、WHOの報告では全世界では1日当たり15万、18万人とも感染者が発生している感染爆発が続いているという状況がありまして、日本は今いったように比較的、第1波の影響が落ち着いたということなんですが、当然、そういった外国で「パンデミック」は起きている、今なお拡大しているということを考えるとこのグローバルな経済状況ではいつその影響を受けて、日本でも次の感染拡大がやって来てもおかしくないと皆さんも当然、そういった認識は持っておられると思います。

そこで、それを想定して今から隠岐の島町では、今後どのように安全な暮らしとプラス経済活動を維持していくかということについて、本当に新たな視点で考えていかないと、今回、町がやられた緊急的な財政支援というのは困っている事業者にとっては、非常に有り難い対策だったという風に私も評価をしております。

これはあくまでも緊急的、対症療法的な対応であって、長期的こういう状況が続いた場合には、とてもじゃないけど財政的な面で色んな問題が発生するのではないかという風に考え

ますので、現在、商工会、観光協会、旅館組合等と連絡を密にしてそういった支援策を行ったのですが、幅をもう少し広げて現場の「生の声」を聞く、それをもって官・民が一緒になって対応していく、そういった協議会を早急に立ち上げて対応を考えて行くべきではないかと。

勿論、町の「対策本部」も絶対に必要な対策本部ですので。国・県の対策をいち早くキャッチし、それで町の方針を決めるわけですから、それとはまた別の形で、官・民が一緒になって、これから「隠岐の経済をどのようにして行こうか」と、いうことを真剣に考えて対応を考える場が必要ではないかということが、この三点目の質問の趣旨ですので、再度、答弁をいただきたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

全庁的とういのか、もっと幅広い組織で協議すべきだというご提案でございますが、全ての代表が協議会として集まって話すことと、今回のようにホテル・旅館組合、あるいは商工業、各分野が本当に真剣に生の声で「こういった要望する。」「こういった協議をしたい。」というところに職員が入り、またそれを持ち帰り、全庁的に協議していく。各分野毎に一つずつきちんと整理していく、この方がコロナウイルス対策については一番理解を得られて、支援が行き届く方法ではないかと私は理解しております。

確かに代表者がたくさんいて、分野毎に状況を話す協議会的な部分も必要かも知れませんが、私は今後も各分野毎、ホテル・旅館組合からあった「要望」の内容をきちんと精査する、商工業者に対して現地調査をして、「今、一番何が必要か」「今後、何が必要か」そういった部分や税に対すること、また教育に関すること、各分野毎にきちんと一つひとつ支援策等を協議してまいりたいという風に考えております。ご理解いただきたいと思います。

#### ○2番（村上 謙武）

質問終わります。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

次に、9番：前田 芳樹 議員

#### ○9番（前田 芳樹）

それでは、質問をいたします。

「日本海の楽園“美しき隠岐の島町”の形成・維持」についてです。

「美しき隠岐の島町」を形成・維持するために、これからは環境整備にも政策的な力点を

置くべきではないか。という点に関して伺います。

緑滴る山々、宇宙を見通せる青き空、魚群が押し寄せる紺碧の海、春の田んぼには早苗がすくすくと育ち秋には黄金色に化す田園風景、これ以上の<sup>のどか</sup>長閑な住環境はありません。春・夏・秋・冬の森羅万象は都会の喧騒の対極にあります。ここに住める人々は幸福にちがいありません。人心の安寧はこのような楽園でこそ醸成されます。地球環境の変化で頻繁に起きる異常気象に備えながらも、この住環境を維持増進させなければなりません。後世の人達のためにもです。

松枯れと木材価格の低迷で山林は荒廃しています、米の価格は半値に下がり水田耕作意欲も失せて耕作放棄地は減りません。取っても、取っても押し寄せる海岸漂着ごみと玉石の隙間を埋め尽くしているマイクロプラスチックで海岸は覆われています、道路山間部の沿線では両側法面から雑木が伸び放題で開設当初の立派な道路は見る影も無い箇所があります、これらは隠岐の島町の美しさを「害」しています。

対処方法として六点ほど、お尋ねをします。

一点目、山林と水田は機械化を促進して対処しているが、山は戦後植林した杉を伐採してその場に植林をしているだけで、松枯れで荒廃したところは白い枯れ木が目立ち有用価値の無い雑木林化しています。また、水田は耕作放棄地の解消にまでは至っていないようです。

今後は、美観保持のためにも、枯れ松林の再造林と、せめて道路沿線の水田の耕作放棄地解消に県と協議しながら補助事業対策を講ずるべきではないですか。

二点目、海岸漂着ごみは<sup>さいげん</sup>際限がありません。見えない海岸は県支出金で港湾業者に請け負わせて2順目の撤去作業をしているところであります。一方、町管理の漁港港湾管理区域の見える海岸は毎年変わらぬ量の漂着ごみで覆われています。取り切れなかった前年のごみも堆積しています。海岸清掃作業には相も変わらず沿岸住民を総動員させ対処させています、なぜ環境課は沿岸住民の負担軽減措置を企画立案しないのでしょうか。行政の認識の甘さを感じさせます。ある海岸では毎年多額な公費を支出して業者委託で清掃しているが、集落前の海岸はせめて全地域を業者委託方式にして公平な扱いに改めるべきではないですか、目前でジオパークのイメージを破壊させないように留意して対処すべきではないでしょうか。

今後は、人の行かない見えない海岸は一旦止めて、観光客や住民から見える海岸を建設業者に請け負わせて常に綺麗にしておくべきではないでしょうか。

三点目、マイクロプラスチックの減少対策として地球規模で取り組みが始まり、7月1日からレジ袋の有料化とバイオ素材化が開始されます。この魚を介して人体に取り込まれる有

害物質は大きな課題だと思います。困難なことではありますが、すでに海岸の玉石の隙間を埋めているマイクロプラスチックを機械的に吸着除去する方法とかを産・官・学協働で検討してみてもいかがでしょうか。

四点目です、道路沿線の除草、雑木除伐は来島者たちへの景観保持のためには最も重要な要素だと思います。町道、県道の山間部の沿線は、両側の法面から雑木が道路領域に覆いかぶさるように繁茂して見通しが悪くなっている箇所があるのに、町も県も道路の開設以来一度も雑木伐採をしたことがないようです。前回は申し上げたところでありますが、5年に一度ぐらいは道路管理者が道路を開設した時の法面領域は雑木を伐採するべきではないですか。

五点目、公共施設用地の除草は町の除草班がよく対処管理をしているようです。道路沿線の雑木伐採のために、この除草班の体制を拡大整備する方法もあろうかと思いますが、町内林業者に外部委託して対処する方が安価で済むのではないのでしょうか。行政の所掌では道路管理は建設課の所管で他課は関与できない縦割りとなっているが、今後は横断的に環境課も積極的に係わりをもって環境改善のために参画対処できるようにするべきではないでしょうか。

六点目、輝く新庁舎と申しましょうか立派な新庁舎が出来ておりますが、これと立派な「ジオパーク中核・拠点施設」の次に「愛の橋」を早く架け替えて、今後は、海岸・山・川・道路沿線の環境整備に注力するべきではないでしょうか。綺麗に整備していれば「隠岐の島町は美しい」という定評が立ち、観光客もいずれおのずと増えてくるはずでございます。

全島民も清々しく居住できるのでございます。この環境整備に力点を向けて、心機一転取り組む考えは持てないでしょうか。町長のご見解を伺います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の前田議員の「日本海の楽園“美しき隠岐の島町”の形成・維持」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「枯れ松林の再造林、道路沿線の耕作放棄地に補助事業対策を講ずるべき」とのご指摘についてであります。議員仰せのとおり、町内において松の立ち枯れた山林や荒廃した農地が幹線道路沿線に見られ、景観を損ねている箇所があるという現状がございます。

荒廃した山林につきましては、島根県の「再生の森事業」を利用し、樹種転換、抵抗性松の植林など、一部ではありますが再生を進めております。農地の耕作放棄地につきましても、今年度、荒廃農地の解消と新たな産業の創出に向けた調査・研究のための予算を計上しており、

どのような再整備ができるのか、あるいは団地化に向け、どのような課題があるのかなどを調査・研究してまいります。いずれにしましても、山林、農地の所有者の理解と協力が必要ですが、島根県、その他関係機関と連携し対応したいと考えております。

次に二点目の、「海岸漂着ごみの撤去は、見えない海岸を一旦止めて、見える海岸を業者委託で行うべき」とのご指摘についてであります。環境省所管による県の補助事業「海岸漂着物等地域推進対策事業」により、現在、海岸漂着ごみの回収・処分を行っているところであります。この補助金の使途につきましては、県が定める「重点地域」、いわゆる人目につかない「一般公共海岸」へのごみ対策に限定されておりますことから、この補助金を活用し、本町の人目につく漁港及び港湾区域等の海岸を対象とすることは運用上制限がございます。

しかしながら、運用上制限がある中で、現在港湾・漁港区域においても運搬処分費及び重機借上料にも、この補助金制度を活用し柔軟に対応しているところでございます。

議員仰せのとおり、ごみ回収・集積することに関しましては、現在のところ地区住民及びボランティアの方々に協力を得ながら行っております。本町といたしましても、関係する所管課及び地域住民の方々と協議をし、高齢になられた地区住民の方々のご負担を軽減できるところはしていく方向で対応しているところでございます。

次に三点目の、「マイクロプラスチックの除去対策」についてであります。本町では大量の海岸漂着プラスチックごみが押し寄せ、良好な景観が害され環境への悪化が深刻化しております。また、議員ご承知のとおり、海洋プラスチックごみがさまざまな要因により粉砕、劣化され、マイクロプラスチックとなり、海洋へ流出されることによる悪影響が、環境保全・海底堆積物・海洋生態系全体に広がっております。

国における海洋プラスチックごみ問題につきましては、国際的には予防原則の立場から対策が進められている動向を踏まえ、環境省では昨年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、経済産業省では本年7月よりレジ袋有料化に取り組むなど、プラスチックごみの削減が優先的に進められております。

本町といたしましては、独自に除去対策の方法を産官学で検討することは困難と考えており、国に準じて本年7月からレジ袋が有料化される中で、マイバック運動等を通じて、町民一人ひとりの意識改革を図りながら、ごみの減量化及び再資源化の取り組みを進めてまいります。

次に四点目の、「道路山間部沿線の法面の雑木伐採」についてであります。議員仰せのとおり、町道・県道の法面に雑木が繁茂しております状況につきましては、本町及び県土整備局におきましてもパトロール及び住民の皆様からの連絡等により現状を把握してまいり

て、その処理につきましては、環境整備員及び道路維持管理費により実施しております。

また、県道におきましても道路維持管理業務委託により伐採作業を行っていると同っております。

「5年に一度ぐらいは道路を開設した時の法面領域の雑木を伐採するべきではないか」とのご指摘でございますが、伐採の周期につきましては、その地形並びに雑木の種類により異なりますことから、従来どおり、その都度、対応したいと思っております。

また、巨木や大量の伐採が必要な法面につきましては、別途予算化することにより安全・安心な道路網の整備とともに、景観保持のため維持管理に努めてまいります。

次に五点目の、「環境課が全般的な環境改善に積極的に参画するべき」とのご指摘についてであります。本町が保有する財産の維持管理や環境改善を図るため、主に公共施設及び道路沿線の除草、伐採作業等を所管課が分担して行っております。

今後も、除草体制の拡充等の維持管理及び環境改善のあり方につきましては、所管課が予算の確保に努めながら、現状を調査し、改善策を講じることが、効率的かつ効果的であると考えております。

また、横断的に係わり参画するとのことですが、これまでも町民の方々から、生活環境及び自然保護等に関連する要望・相談を受けており、関係機関と連携を密にしながら対応しております。今後も役割分担の明確化や情報交換による実効性のある取り組みを進めてまいります。

最後に六点目の、「環境整備の政策的力点」についてであります。これまで、各地域の環境整備の実態につきましては、春の一斉清掃及び自治会等の清掃活動が定期的に行われており、根付いた地域活動として町民一人ひとりに共有化され定着しているように感じております。

また、「ジオの日クリーン作戦」や「ウルトラマラソン」等のイベント開催時にも、有志による、自然景観を維持するためのごみ拾い活動が行われる等、自然環境に対する意識は徐々に変わりつつあります。また、環境課でも各地域で実施されている環境整備について、特別収集の実施や臨時開場による受付処理をするなど適時対応しております。

本町におきましては、「第2次隠岐の島町総合振興計画(案)」に基本施策の一つとして、「島の美しい自然環境の保全」を掲げ、関係機関と連携した不法投棄防止対策の強化、町民の方々の自然保護活動への支援、環境美化活動の推進に取り組んで行く予定としているところであります。

今後は、本計画に基づき町民の方々、及び事業所、行政の役割を明確にし、それぞれが連携、協力した取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○9番（前田芳樹）

再質問はしないと思っておりましたが、一点だけ簡単に。

海岸のマイクロプラスチックは、砂かプラスチックか分からない状況になっているのです。産・官・学協働でのという話はハイレベルなところでの対応に成らざる得ないところですが、それを待つて対処することも将来は考えるべきだろうと思います。

再質問は道路沿線の雑木伐採、前回も5年に1度はと言うことを聞きましたが、報告があった場所に、その都度対応しているということでありまして、今回は大量の伐採が必要な場所については別途予算化することによって、対応していくという答弁でございますが、具体的に申し上げますと、私は現実的に山を2つ超えてやって来るわけですが、小路地区のこれは県道ですが、県が対応してくれないから自分たちで伐倒したと、「どうしてやってくれないのだろう」と言うのを最近聞きましたし、先だって報告箇所について対処していただきましたが、対処が非常にお粗末だったのです、こんな事でいいのかと思いましたね。

これも県道ですが、近石地区は歩道をトンネル状態に雑木が被さっている所があるのですが、ここは人があまり通らないから放置しているのかなと感じますし、やはり、木の葉っぱがたくさん出てきた頃にはトンネル状態になる所がかなりあるのです。

町道についてもありまして、五箇支所にも報告はしておりますが、そういう場所を注意深く見て多額に費用が掛かる場所については予算化なり、しっかり対応をして道路沿線の対処をしっかりとやっていただかなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

### ○番外（町長 池田高世偉）

伐採についての考え方ですが、修景整備という意味では大変必要なことで、ご指摘をいただくように理解しております。

今日も申し上げましたが、巨木や大量の伐採が必要になった場合には別途予算化する。またジオでも同様ですし、観光施設としてそういった部分の別途予算での対応はしてまいりたいと思っております。

議員がご指摘した「作業班」の部分も、私も聞いてまいりました。「作業班」ではございませんで、また回って見ますと雑だというご指摘ございますが、バスが通る範囲と通らない範囲がございますので、やはり、伐採の時にバスが通るのに可能な程度という部分が真っ先に

考えられるところであって、切った方がいいですが大変高い所まではなかなか難しいと思っております。修景整備については十分認識しているということだけ、答弁させていただきます。

**○9番（前田 芳樹）**

隠岐の島町を美しく維持することは非常に大切ですので、その方面に視点を置いていただきたいというところで終わります。

**○議長（米澤 壽重）**

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問は終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日6月23日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告                      15時31分 ）

以 下 余 白